

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月31日
【事業年度】	第8期(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
【会社名】	株式会社Liberaware
【英訳名】	Liberaware Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関 弘圭
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市中央区中央三丁目3番1号
【電話番号】	043-497-5740(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 市川 純也
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市中央区中央三丁目3番1号
【電話番号】	043-497-5740(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 市川 純也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月
売上高 (千円)	85,202	161,384	260,461	379,604	815,308
経常損失 () (千円)	152,405	316,671	455,735	635,861	434,732
当期純損失 () (千円)	155,453	322,086	456,073	641,105	437,972
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	1,204	2,883	4,783
資本金 (千円)	278,670	100,000	100,000	94,990	462,420
発行済株式総数					
普通株式	668	668	66,800	66,800	18,836,700
A1種優先株式	145	145	14,500	14,500	-
A2種優先株式 (株)	87	87	8,700	8,700	-
B種優先株式	145	145	14,500	14,500	-
C種優先株式	-	107	15,200	15,200	-
D種優先株式	-	-	13,334	43,333	-
純資産額 (千円)	272,105	238,919	304,426	563,290	865,629
総資産額 (千円)	430,255	463,207	639,916	1,074,305	1,517,392
1株当たり純資産額 (円)	266,884.48	521,684.57	79.46	104.16	45.66
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失 () (円)	160,611.87	305,031.33	36.20	46.74	25.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	63.2	51.6	47.6	52.4	56.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	470,784	637,967	253,351
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	77,342	187,825	9,158
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	600,585	1,085,283	715,082
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	349,183	608,673	1,061,245
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	20 (1)	29 (2)	44 (7)	43 (12)	52 (14)
株主総利回り (%) (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	465
最低株価 (円)	-	-	-	-	352

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第4期以降は、機体開発等の先行投資に伴う研究開発費等の負担から経常損失及び当期純損失となっております。また、同様の理由により第6期、第7期及び第8期は、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
4. 第4期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。第5期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がありますが、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。
5. 当社は、2024年3月19日開催の取締役会決議により、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき、2024年4月11日付で自己株式として取得し、その対価としてA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、2024年3月19日開催の取締役会決議により2024年4月11日付で会社法第178条に基づき消却しております。なお、当社は、2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
6. 当社は、2021年11月11日開催の臨時取締役会決議により、2021年12月4日付で普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべての株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、また、2024年4月11日開催の臨時取締役会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
7. 第4期から第7期までの1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式払込金額を控除した金額を、期末発行済株式数で除して算出しており、期末純資産額より優先株式払込金額が大きくなったため、計算結果はマイナスとなっております。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
9. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期から第8期においては1株当たり当期純損失であり、第4期及び第5期においては潜在株式が存在しないため、また、第6期及び第7期においては潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったことから、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
10. 第4期から第8期までの自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
11. 第4期から第7期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。第8期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
12. 第4期及び第5期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
13. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
14. 第6期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、ESネクスト有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第4期及び第5期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくESネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。
15. 第4期から第8期までの株主総利回り及び比較指標については、2024年7月29日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。
16. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、2024年7月29日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

現代表取締役の関弘圭が2016年8月に、産業用の各種ロボットシステムのハードウェア及びソフトウェア、その他関連機器の企画・設計、開発・製造及び販売等を目的として株式会社Liberaware（資本金3,000千円）を設立いたしました。

年月	事業の変遷
2016年8月	千葉県千葉市若葉区に株式会社Liberawareを設立
2018年2月	三菱地所株式会社、丸の内熱供給株式会社と共に自律飛行ドローンによる非GPS環境かつ狭小空間である地下トンネル内の点検実験を実施
2018年4月	狭小空間点検用ドローン「IBIS」を開発
2018年6月	NEDO「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発」に採択「非GPS環境下におけるドローンの群制御技術及びエネルギー効率向上を可能とする要素技術の研究開発」事業を推進
2018年6月	NEDO「AIシステム共同開発支援事業」に採択「AIドローンを用いたインフラメンテナンス関連サービス創出」事業を推進
2019年4月	IBISのレンタルサービスを開始
2019年11月	JR東日本スタートアッププログラム2019に採択
2020年3月	千葉県船橋市の図書館におけるAI蔵書点検システム試験導入にて、IBISによる書庫自動撮影検証を実施
2020年5月	SII「令和2年度補正予算産業保安高度化推進事業費補助金」に採択「巡回点検ドローンによる遠隔監視システムの構築」事業を推進
2020年5月	IBISにてJR新宿駅における駅舎天井裏点検の実証実験を実施
2020年10月	IBISのレンタルサービスに3次元化等の画像処理サービス等の新たなサービスを追加
2021年6月	JISSUI「令和2年度補正予算（3次補正）産業保安高度化推進事業費補助金」に採択「高度センシング技術による狭小空間専用小型ドローンの構築」事業を推進
2021年6月	セントラル警備保障株式会社と小型ドローンを活用した設備点検・監視巡回サービスを協業開始
2021年7月	鉄道・インフラ業界におけるデジタルツイン（注）の促進を目的として、東京都港区にJR東日本スタートアップ株式会社及びJR東日本コンサルタンツ株式会社との合併会社であるCaITa株式会社を設立
2021年8月	情報加工や制御サービスを掛け合わせた共同ソリューション開発に向け凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）と資本業務提携契約を締結
2022年5月	東京都港区に東京営業所を新設
2022年5月	CaITa株式会社がインフラ事業者のDX実現に向けたデジタルツインソフトウェアサービス「TRANCITY」をリリース
2022年7月	日本製鉄株式会社の製鉄所内大型構造設備にてIBISの運用を開始
2022年8月	多様な顧客ニーズに対応するためにデジタルツイン事業を本格的に事業化
2022年8月	NEDO「次世代空モビリティの社会実装に向けた実現（ReAMo）プロジェクト」に参画し「制約環境下におけるドローンの性能評価法の研究開発」に関する「性能評価手法構築用ドローンプラットフォームの開発」を受託
2023年6月	狭小空間点検用ドローン「IBIS2」をリリース
2023年8月	図面のない建物・設備のデジタル図面化に対応すべくBIMサービスを開始
2023年8月	スマート保安導入支援事業費補助金の交付を受け防爆認証特化型ドローンの開発に着手
2023年9月	総務省「マレーシアにおけるドローン及びデジタルツイン技術を活用したインフラ点検サービスの実証」に関する契約を締結
2023年12月	国土交通省の中小企業イノベーション創出推進事業「建設施工・災害情報収集における高度化（省力化・自動化・脱炭素化）の技術開発・実証」に採択
2024年1月	令和6年能登半島地震において石川県輪島市内におけるドローンによる捜索や被災状況確認等の初期災害時支援活動を実施
2024年2月	国土交通省の中小企業イノベーション創出推進事業「安全・安心な公共交通等の実現に向けた技術の開発・実証」に採択
2024年2～3月	福島第一原子力発電所1号機格納容器内の内部調査を当社ドローンにより実施
2024年6月	NEDO「SBIR推進プログラム」（連結型）のテーマ「災害時に生き埋めになった生存者を迅速に捜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発」に採択
2024年7月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

（注） デジタルツイン

デジタルツインとは、IoTセンサなどを用いて物理空間から取得した情報を基に、デジタル空間に物理空間のコピーを再現する技術

3【事業の内容】

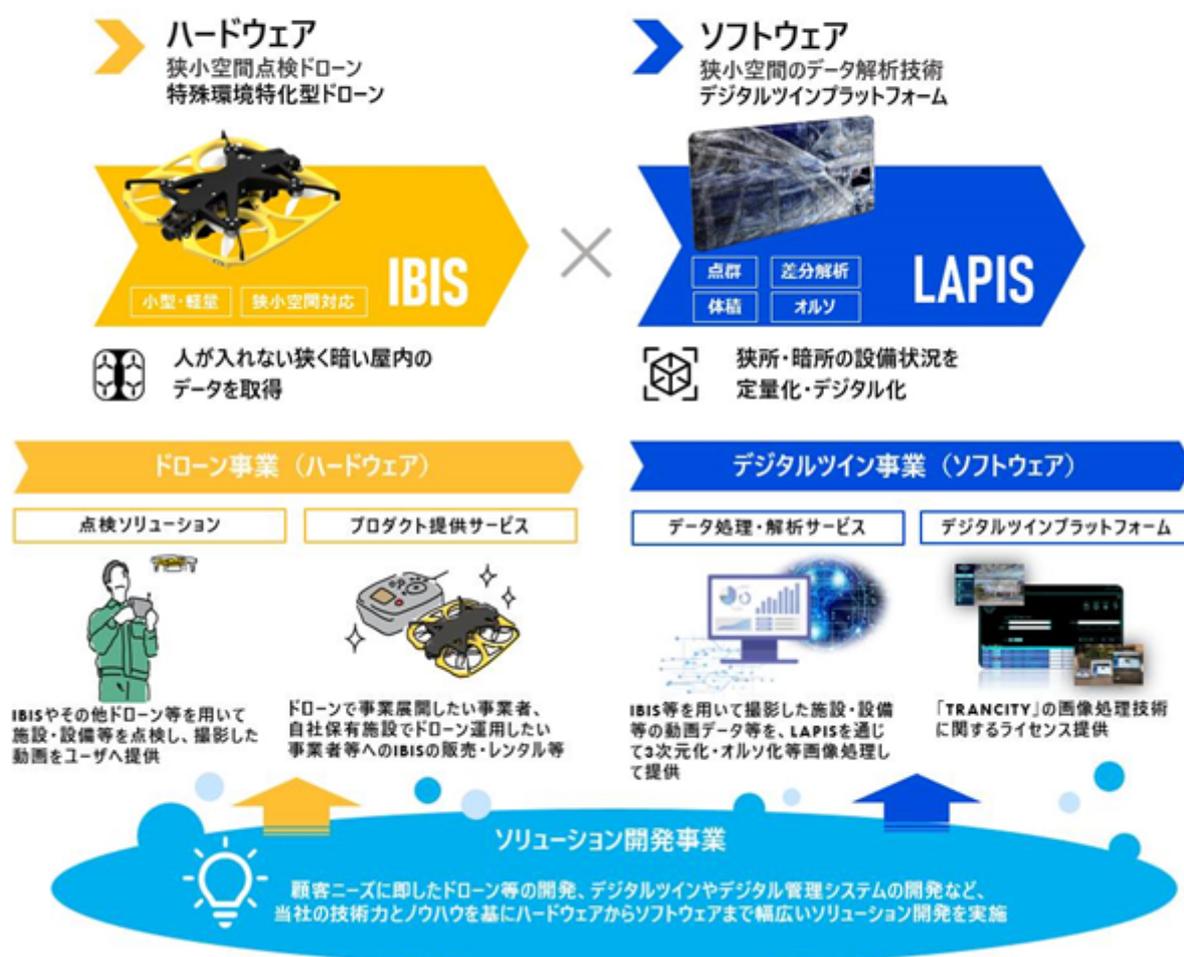
(ビジョン)

当社は、「見えないリスクを可視化する」というビジョンのもと、ドローン・ロボット等(以下「ドローン等」という。)により撮影したインフラ施設・設備等の映像情報を基に、顧客の安全性・生産性向上に資するデータへ加工して提供するソリューションを展開しております。インフラ等の老朽化や労働人口減少への対処が喫緊の社会課題であり、当社の提供するソリューションが当該課題を解決することにより、国内外企業の産業競争力の強化が図られ、ひいては、当社のミッションである「誰もが安全な社会を作る」の実現につながると考えております。

具体的には、ドローン等を軸としたハードウェア技術と、撮影画像・映像等の加工・処理・管理といったソフトウェア技術を用い、インフラ施設・設備等へのDXソリューションを提供するインフラDX事業という単一事業を行っております。

当該事業セグメントにおいて、ドローン等によるインフラ・プラントの調査・点検・測量に資するデータの提供や、ドローンの製造・販売を実施する「ドローン事業」と、ドローン等により取得したデータの画像処理技術等により、映像、3次元データ、異常検知に資する情報等をデジタル上に構築・提供する「デジタルツイン事業」、そして、両事業を支える事業として、当社の技術力やノウハウをベースにした新しいソリューションを開発する「ソリューション開発事業」を合わせた3つの事業を展開しております。

ドローン等のハードウェア技術と撮影画像・映像等の加工・処理・管理といったソフトウェア技術を用いたインフラ施設等へのDXソリューションを提供



(当社の事業内容)

(1) ドローン事業

「ドローン事業」とは、自社開発した屋内専用の産業用小型ドローン「IBIS」を中心に、その他ドローン等のデバイスを活用し、ユーザーが抱える各種課題の解決に資するソリューションの提供を行う事業であります。

具体的には、調査・点検・測量等を目的としたドローン撮影画像の提供を行う「点検ソリューション」及び当該用途に供されるドローンの機体販売・レンタルを行う「プロダクト提供サービス」を展開しております。特に、ドローン等で撮影した画像は後述のデジタルツイン事業において、3次元化の基礎となる重要なデータとなります。

サービスの中核を構成するIBISは、製鉄業等における実現場での綿密な実証実験のもと開発された、屋内の暗所・狭小空間、鉄粉の舞う環境や高温環境での飛行に耐えうる防塵性・耐熱性を有した、20cm四方程度の大きさの小型ドローンとなります。転落リスクを伴う高所空間、狭小で点検員が進入できない空間、高温あるいは半水没環境、又は有毒性のガスが含まれているような空間といった、危険かつ点検が困難な箇所を人に代わって調査・点検

を行うことが可能となります。このような環境は国内外に数多く存在しており、IBISは「狭く、暗く、危険な」環境においても接近目視と同等の調査・点検を実現しております。

「ドローン事業」においては、下記のサービスを展開しております。

点検ソリューション	今まで人が立ち入ることができなかった場所や人が入ると危険な空間にIBIS等が人に代わって調査・点検し、撮影した施設・設備等の動画をユーザーへ提供するサービス
プロダクト提供サービス	ドローンで事業展開したい事業者や自社保有施設でドローンを運用したい事業者などへ当社プロダクトIBIS等を販売・レンタルするサービス (機体販売) IBISと必要備品一式を販売するサービス。修理サービスや講習会サービスも提供(レンタルサービス) IBISと必要備品一式を月額レンタルするサービス。修理サービスや講習会サービスも提供

点検ソリューションの主要顧客は製鉄業・鉄道業・建設業・製造業・官公庁等で、過年度より継続して利用しているエンドユーザーが占める売上高割合(継続顧客の売上高割合 1)は2024年7月期において59%と、リカーリング性が高いという特徴があります。また、プロダクト提供サービスにおける、2023年6月にリリースしたIBISの次世代機「IBIS2」の提供セット数は2024年7月末時点で72セットとなっており、そのうち、2024年7月期から本格的に開始した機体販売は39セット(レンタルバック取引(2)に利用した機体販売8セットを含む)、レンタルサービスのレンタルセット数は33セットとなっております。

(2) デジタルツイン事業

「デジタルツイン事業」とは、当社の関連会社であるCalTa株式会社(以下「CalTa」という。)が提供するソフトウェアTRANCITY(以下「TRANCITY」という。)や、その基幹システムを構成する当社のソフトウェアLAPIS(3)を用いて、デジタルツインサービスを提供する事業となります。それらのソフトウェアを活用し、映像及び映像以外の周辺情報(例えば、ガス濃度、温度など、ドローン等から取得した情報等)を、デジタルツイン(4)のプラットフォーム上に構築することで、顧客が設備の維持管理や建設現場の管理などを行う上で必要となる様々な情報の一元管理を支援しております。

TRANCITYの顧客は、鉄道業・建設業が中心で、インフラ及び設備の維持管理のためには時系列でデータを保管することが有用となります。そのため、当社のサービスを用いてデータを保管し続けることが想定されることから、他社サービスへスイッチしにくく、継続利用が見込めるサービスであります。

なお、「デジタルツイン事業」においては、下記のサービスを展開しております。

データ処理・解析サービス	IBISを用いて撮影した施設・設備等の動画データ等を基に、LAPISを通じて3次元化・オルソ化(5)等のデータ加工処理や3次元データの解析(経年変化解析や異常検知等)、BIM(6)等のデジタル図面化を提供するサービス。また、IBISによる撮影データだけではなく、屋外用ドローンにより撮影した動画データやレーザースキャナによる3次元データを加工、解析するサービスも提供
デジタルツインプラットフォーム	CalTaの提供するTRANCITYの画像処理に関するライセンス提供

データ処理・解析サービス：3次元解析クラウド「LAPIS」を用いて点検等で取得した映像の処理・解析を実施



(3) ソリューション開発事業

「ドローン事業」「デジタルツイン事業」を展開する上で源泉となる事業であり、インフラ・プラント業界や建設業界等の企業に対し、効率化・省力化・省人化のニーズに応じたドローン等の開発やデジタルツインプラットフォームの開発、ユーザー保有施設のデジタル管理ソフトウェアなど、当社の技術力とノウハウを基にハードウェアからソフトウェアまで幅広いソリューションを自社開発にて提供する事業となります。

当事業では、導入にあたり顧客企業からのヒアリングや情報分析を徹底して行うことで課題を深く理解し、当該理解を基に活用方針を明確にし、実証実験や試作開発、本開発、さらには事業化後の継続開発まで、長期にわたり顧客企業と協働し、課題解決に取り組んでおります。

これまでに、日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）との高温環境対応ドローンの開発や、東京電力グループとの高放射線環境下でのドローンの活用といった特殊環境特化型ドローンの共同開発等を行っており、現在も取引を継続しております。また、後述するTRANCITYもJR東日本グループから受託したソリューション開発が発端となっています。ドローンの開発にとどまらず、ロボットやデジタルツインを主とした新たなサービスの源泉となる開発を進めております。

ソリューション開発：ユーザーの知見・ノウハウを基にプロダクトを開発し、継続収益化と横展開を行う



(関連会社の概要)

CalTaは、JR東日本スタートアップ株式会社、JR東日本コンサルタンツ株式会社及び当社が出資し、2021年7月に設立された企業となります。東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）をはじめとした鉄道・インフラ業界は、施設・設備の老朽化と労働力減少の背景から建設工事・維持管理などの生産性向上が急務であります。その課題解決のため、IBIS等を用いた施設の撮影サービス事業、IBIS等のドローン・ロボットの技術等により取得した情報をデジタルツインで表現し、施工管理や維持管理に資する情報を提供するソフトウェアサービスTRANCITY事業、及び受託開発事業を展開しております。

TRANCITYは、JR東日本グループが長年研究・蓄積していた施工管理や設備維持管理の現場における技術ノウハウと、当社の画像処理技術をベースに構築されたデジタルツインのソフトウェアサービスであり、取得した情報の時系列管理、測量、CAD（ 7 ）化、BIM化、差分分析（ 8 ）等を行えるサービスであります。類似サービスと比較し、より現場業務にフィットしたソフトウェアであり、鉄道業を中心に、製鉄業・通信業などにも活用が広がっております。

当社は、CalTaがエンドユーザーから獲得した設備等の調査・点検業務や受託開発案件等の全部または一部の受託、TRANCITYの画像処理に係るライセンス供与や当該ソフトウェアの構築・アップデートを行っております。2024年7月末時点でのライセンスの供与数は115件であります。

・ TRANCITYの特徴

TRANCITYの特徴としては、鉄道業における現場の建設管理・維持管理に特化したUI/UX（ 9 ）の構築、及び機能が挙げられます。

UI/UXについては、TRANCITYは、CalTaを通じ実質的にはJR東日本グループが監修したプロダクトであり、建設現場・維持管理現場での利用を念頭に、現場の方が直感的に操作でき、情報の連携が容易で、時系列でのデータ管理・保存を行い、位置情報との紐づけが行える機能を有しております。さらなる利便性の向上に向け、2023年6月には360°カメラへの対応、2024年6月にはBIM・点群の高精細3次元地理データとの重畳を実現しております。

機能性については、現場ではスマートフォンやタブレットなどでの利用が想定され、それらの端末で使用するために、クラウド上で、低遅延でストレスなく操作できることや、SfM技術（ 10 ）を活用した動画・静止画情報からの3次元化が求められます。TRANCITYは、それらに対応でき、また、SfM技術を応用したBIMサービスの展開もしております。サービスの対象となる業界に特化したプロダクトを作りこむエンジニアの開発力もまた、技術的な強みの一つであります。

TRANCITY

- ・ TRANCITYとは様々なデバイスで撮影した動画を自動で3次元化できるサービスで図面情報等の連携も可能
- ・ LAPISの画像処理技術をベースとしたソフトウェアであり、JR東日本グループとのジョイントベンチャーCalTaを通じ展開



(競争力の源泉)



(1) ハードウェア、ソフトウェア及びサービスの強み

当社は、ハードウェア及びソフトウェアともに自社開発によりサービス構築を行い、顧客ニーズに応じたソリューションを提供することにより、屋内狭小空間での飛行実績及び撮影画像データを積み上げてきたことで、以下のような強みを有しております。

<p>屋内ドローン飛行を可能とする技術力</p>	<p>当社のドローンIBISは、「狭く・暗く・危険な」環境における画像データの取得を可能としている屋内狭小空間に特化したドローンであり、そのような環境での飛行・撮影に資する多くの技術を組み合わせることで、機体の優位性を確保できていると考えています。</p> <p>具体的には、屋内という暗く、粉塵等が舞い、配管やダクト等の障害物の多い空間の飛行は、屋外に比べ様々な制約があることから技術的なハードルが高く、また、天井裏等のより狭い空間の飛行には小型化が必須であるため、カメラ・モーター・プロペラ・バッテリー等の各部品をそれぞれ独自に設計する技術も必要となりますが、IBISはそれらの技術課題を乗り越え生み出された機体であります。</p>
<p>屋内外の重要設備撮影情報の解析技術と他社連携</p>	<p>狭小空間は、暗く、粉塵等の障害物が多いため、撮影データの3次元化等の画像処理が極めて困難な空間ですが、LAPISは、独自のアルゴリズムを構築することで、当該環境下においても顧客の求める形で画像処理を行うことができます。</p> <p>また、当該画像処理技術は屋内外等の環境を問わず利用が可能となっており、当社の得意とする狭小空間においては、IBISと当社サービスを用いますが、それ以外の空間においては、他社ドローン等と当社サービスとの連携を積極的に進めております。屋内狭小空間のデータは、画像処理時のノイズ情報である粉塵が舞う空間が多く、また、暗所であることも多く十分な照度を確保できないことから、そのような環境に特化したドローンでなければ情報を得ることは容易ではありません。そのため、当社は屋内外の撮影情報を網羅的に取得できることが、競合他社と比べた当社の強みであると考えております。</p>
<p>屋内狭小空間における飛行・画像撮影実績</p>	<p>長年、屋内における小型かつ非GPS環境（11）下での事業展開を行っているため、屋内におけるドローンの利活用実績を多く有しており、ユーザーとしては、製鉄会社・鉄道会社などの固定資産の多い重厚長大産業に属する企業が中心です。他の機体では撮影できないプラントやインフラでの豊富な利活用実績を通じて、ハードウェアとソフトウェアの技術開発を進められていること、及び他社が有していない屋内における重要設備のドローン撮影画像データの蓄積及び撮影ノウハウが強みとなっております。</p>

上記に加えて、JR東日本グループや日本製鉄とは、長年にわたり取引関係を築いていることも、当社の強みの一つと捉えています。JR東日本グループ及び、他の鉄道事業者に対しては、CalTaを通じて各種サービスの提供をしており、日本製鉄とも設立初期より共同研究等を行い深い関係が構築できております。これらの会社が当社サービス利用先となっていることに加え、JR東日本グループや日本製鉄等が蓄積してきた設備データやノウハウを基にサービス開発を行っていることも強みの一つと捉えております。

(2) 当社の技術的な強み

当社は、ドローン等を開発するハードウェア技術、及びドローン等のデバイスで取得した映像情報等のデータ処理や解析、デジタルツインプラットフォームといったデジタル管理システムの開発等のソフトウェア技術を合わせ持ち、それらを一気通貫で実行できる開発体制を有しております。そのため、営業やプロダクトマネージャーが得たユーザーニーズを、各技術スペシャリストの検討のもと、正確に開発項目・要件・仕様に落とし込むことで、ユーザーニーズにフィットした製品・サービスを開発することが可能であります。

特に当社がターゲットとするユーザーは、インフラやプラント、建設業界等に属する事業者であり、当該ユーザーが従事する環境は「狭く・暗く・危険」であることも多いため、そのような環境に耐えうる仕様の製品・サービスを開発する必要があります。

ハードウェア技術

当社は、前述のとおり、ハードウェアからソフトウェアまで一貫通した開発体制を構築していることから、ユーザーに対してユーザビリティの高い製品・サービスを提供できております。特に、当社が技術的に強みを有する開発領域は、製品をユーザー各々の環境で使用可能とするために最適化された「機体制御技術」「機体設計技術」であります。

・「機体制御技術」

当社が相対するユーザーニーズで最も多いのは、人による点検が困難な屋内狭小空間でのドローン等による調査・点検等であります。屋内狭小空間での飛行は、施設や設備の破損リスクがあるため、飛行安定性を担保するための「飛行制御アルゴリズム」が重要となります。

また、人手不足に対するニーズも多く、当該ニーズに対しては、人の手を介さずにドローン等が自律的に飛行する自律型ドローンによる点検等であり、そこでは「自律化技術」が重要となります。

飛行制御アルゴリズム

IBISが利用される環境は、閉鎖環境ゆえ、周囲が壁等で囲まれており、かつ壁や天井までの距離が非常に短い空間となっております。例えば、直径50cm（IBISは縦横20cm四方程度の大きさであり、その2倍程のサイズ）の配管内で利用されることもありますが、閉鎖環境での飛行は、機体自身が吹き下ろす風が壁や床などに反射し、常に風による外乱ノイズに晒されるため、当該外乱ノイズへのフィードバック制御（12）が重要となります。

当社では、IBISの飛行制御に非線形ロバスト制御（13）を採用しており、一般的に用いられるPID制御（14）と比較した際、耐風性に優れ、閉鎖環境で安定的に飛行できる優れた性能を有しております。

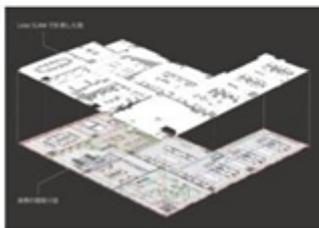
自律化技術

当社は、これまで様々な自律飛行技術を基に現場での適用検証を実施しました。特に、自律飛行を実現するために、LiDAR SLAMやVisual SLAM、モーションキャプチャ等の技術により、非GPS環境である屋内空間での自律型ドローンの開発・検証を行いました。他には、オプティカルフローセンシング（15）やUWB（16）等のGPSに依存しない位置推定技術の開発・検証を行いました。

これらの技術により、ドローンが屋内空間を自律飛行することが可能となりますが、当社はプラントやオフィス等を巡回点検するドローンや、巡回業務を繰り返すための自動充電装置、複数のドローンを遠隔監視・安全運航監視する仕組み、巡回点検データを一括管理する管制システムなどを独自で開発しております。これまでに、上述の自律化技術を組み込んだドローンにより、建設施工現場における施工進捗の遠隔管理や、水力発電所における水漏れや異常発熱、メーター監視など発電設備の巡回監視などに取り組んでおります。さらに、ドローンが取得したデータにAI解析技術を活用してメーター自動読み取り機能や水漏れ検知する機能など、自動的に異常を検知するシステムも合わせて開発を行っております。

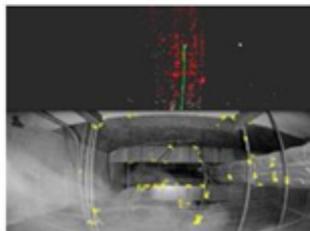
➤ LiDAR SLAM

レーザセンサを搭載したドローンで、空間の距離情報から自己位置を推定し、自律飛行します。



➤ Visual SLAM

カメラを搭載したドローンで、画像処理による特徴点抽出から自己位置を推定し、自律飛行します。



➤ モーションキャプチャ

モーションキャプチャ（Mocap）による外部装置から高精度の位置情報をドローンに配信し、自律飛行します。



・「機体設計技術」

当社のドローン等が利用される環境は狭小空間や閉鎖空間が多いため、ドローン等の小型化、軽量化が求められます。一方で、人の代替として利用されるためには、ドローン等に搭載する要素部品は高機能、高品質であることが必要となります。そのため、当社では、強度を高く保ちつつ小型で軽量の「機構・筐体」の開発や、粉塵が舞う過酷な環境で故障しないための「モーター」、暗所でも鮮明な撮影データを取得するための「カメラ」といった要素部品の開発にも注力しております。

機構・筐体

当社のIBISが利用される環境は、例えば天井裏やボイラー内、配管内などの狭小空間となります。しかしながら、天井裏のような複雑に入り組んだ空間を飛行する際、コンシューマー向けドローンに搭載されている衝突回避機能は、周囲にある配線・配管等の物体に対して常にセンサが反応してしまうため、操縦の障害となり機能しないことから、当社は、機体に衝突回避機能を持たせるのではなく、壁や天井、障害物等に衝突しても安定して飛行を継続できるよう、独自の機体構造を設計しております。

また、万が一墜落が起こった際に、再離陸・再飛行を可能とする強度を保ちながら、人や設備への損傷が限りなく少なくなるよう、小型で軽量の機体設計を実現しております。

なお、プロペラを自社開発するにあたり、プロペラの周囲で発生する気流の解析と試作開発を自社で行うことで機体の密接な解析・検証を行い、IBISに適した高効率なプロペラの開発を実現しております。

要素部品

カメラ

IBISを利用して点検等を行う環境は、その多くが、照明や日光が届かず暗い空間であります。そのような空間において、より明るく鮮明な映像を撮影するため、当社では、ソニー株式会社製のSTARVISセンサ（ 17）を搭載した高感度カメラを開発しております。

さらに、当社開発の高感度カメラは、暗い環境で明るく鮮明に撮影できるだけでなく、画像処理に適した調整が施されており、SfMによる3次元点群（ 18）の作成や、ひび割れ腐食等の検出性能向上に寄与しています。

モーター

一般に、多くのドローンに用いられているブラシレスモーター（ 19）は、小型かつ高出力を実現するため、動作中は積極的に外部からの空気を取り入れコイルの冷却を行うことから、モーターに冷却用の穴や隙間を有する構造が採用されております。

しかしながら、IBISが利用される発電プラントの設備内部、製鉄所の設備内部、天井裏等の環境は、多くの鉄粉や粉塵が舞う過酷な環境であります。一般的な仕様のモーターでは、鉄粉や粉塵が冷却用の穴や隙間から内部に入り込むため、破損の可能性や動作不良のリスクが高くなります。IBISは、当社とニデック株式会社で共同開発した専用の防塵モーターを採用することにより、そのような過酷な環境においても故障リスクが僅少なため、安定運用が可能な仕様となっております。

また、自社開発の専用プロペラの特性に合わせてモーター開発を行っており、プロペラの空力特性（ 20）を最大限に発揮することが可能であり、小型であるにもかかわらず、高出力・高効率を実現しております。

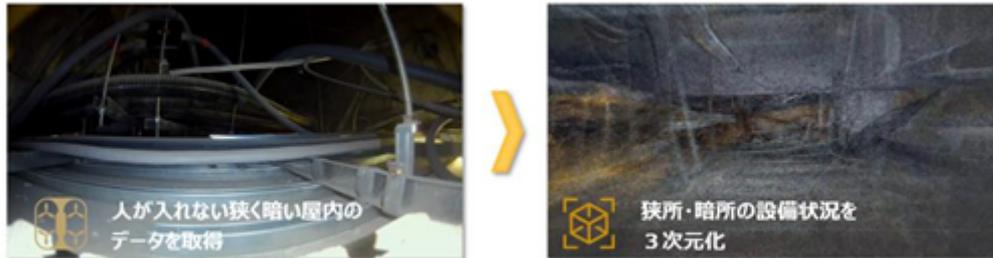


ソフトウェア技術

当社は、人の進入が困難な天井裏やボイラー内、配管内などの狭小空間や閉鎖空間といった、従来は調査・点検が困難であった多くの環境に係るデータを取得してきております。そして、取得したそれらのデータを基に、3次元化を核とした高度なデータ解析技術を開発することで、インフラやプラント、建設業界等の分野で求められる「狭く、暗く、危険な」作業環境の「見える化」を実現し、ユーザーの課題解決に取り組んでおります。

・狭小空間、閉鎖空間における画像処理・解析技術

IBISにより、暗く、障害物や粉塵が多い環境のデータを数多く取得、解析することで、そのような環境の画像処理に特化した独自のアルゴリズムを開発し、一般的な画像処理技術と比較し、より鮮明な3次元データを生成する技術を構築しております。また、3次元データを生成するだけでなく、IBISに搭載したサーモカメラやガス検知センサによって取得した温度情報、ガス情報を3次元データと統合することで、視覚情報だけでは検知することが難しい水漏れやガス漏れなどの異常検知を可能としております。



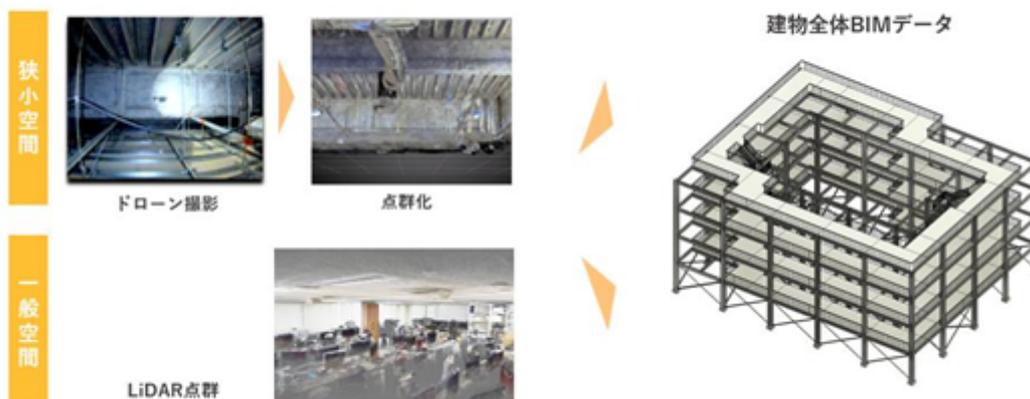
・3次元解析クラウド「LAPIS」

当社は、独自の画像処理・解析技術を活用して、映像データから3次元データを自動生成するクラウド「LAPIS」を開発しました。ユーザーは映像データを「LAPIS」へアップロードするだけで、手間をかけることなく簡単に3次元データを生成することが可能となります。さらに、蓄積した解析に関する独自のノウハウを基に、例えば、過去と現在の3次元データの差分を検知することで異常箇所を特定する機能や、粉状の在庫の体積を計算する機能などの拡張開発に取り組んでおります。

・図面がないインフラや設備等のBIMデータ生成技術

竣工から長い時間が経過したインフラや設備等は、図面が残っていないもしくは図面が更新されていないことにより、設備トラブルの原因把握が困難であったり、補修工事が非効率などという課題を抱えていることが多くあります。また、建設済みの設備は天井裏など人が入れない環境も多くあり、建設後の図面作成は容易ではありません。

当社は、IBISとその他データ取得機器を併用して3次元データを生成し、さらにBIMなどの図面データを生成する技術を有しており、狭小空間、閉鎖空間に特化した独自の画像処理技術とBIMデータ生成技術を組み合わせ、人が入れない環境を含む設備全体を図面化することで、上述の課題解決に取り組んでおります。



(3) コア技術に関する知財確保

当社は、企業競争力・事業競争力の確保を企図し、競合他社が市場参入してきた際の防御策として、ドローンを構成する要素の中で、筐体設計に係る耐久性向上技術や、モーターの放熱に係る安全性向上技術に関して、下記の知財を確保しております。

(耐久性向上技術：特許第6554731号 フレーム組立体)

当社の強みである機体等の「小型化」及び「軽量化」を実現するための、ドローンの筐体について特許を取得しております。本特許は、トップフレームとボトムフレームを設け、振動源であるモーターを支えるための剛性と軽量を両立させるための機構であります。また、トップフレームとボトムフレームをサイドフレームで繋ぐことで、衝突時や墜落時の耐衝撃性に強い構造を実現し、なおかつ軽量であるため、墜落時に空気抵抗によって落下速度を減速させる効果も有しております。

(安全性向上技術：特許第6589100号 フレーム組立体)

IBISが飛行する環境には、製鉄所等の炉やボイラーの内部といった、非常に高温な環境が多くあります。一方、ドローン等に付属するモーターは、駆動することにより発熱し、一般には空気中に放熱されますが、当該高温環境においては、自然放熱では冷却が追いつかず、モーターの発熱に起因した故障が頻発いたします。本特許は、モーターの発熱時に、ボトムプレートに内包する金属板を通すことにより、放熱面積を増やし、冷却性を高めるものとなります。また、プロペラによって吹き下ろされる風によりボトムプレートの冷却が行われ、放熱のみならず冷却も同時に実現することを可能としております。

(基幹技術：特許第7240676号 粒子捕捉器及びこれを備えた回転翼機)

IBISが利用される環境は「狭く・暗く・危険」であり、現場によっては目に見えない微小粒子状物質が舞う環境であります。そのため、点検員の健康に被害を与える可能性があり、人が立ち入る前の1次点検としてドローンによる空間環境の健全性を計測する手法の開発を国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学との共同研究にて実施しました。

当該発明はプロペラの表面に特殊加工を行うことにより、採取したい特定の粒子のみを採取することができ、ドローンが飛行する際に吹き下ろす風を利用することにより効率的に特定粒子の採取を行うものであります。

そのほかにも、今後は応用技術やAI関連技術の領域においても研究開発を推し進め、知財の確保等を進めてまいります。

(4) 大手との取引

・JR東日本グループ

JR東日本のグループ会社が出資し、当社の関連会社でもあるCaITaを通じ、当社は、JR東日本グループ関連の案件を多数受注しております。CaITaへの売上高は、2023年7月期は74百万円、2024年7月期は178百万円であり、2025年7月期以降も継続的な成長を見込んでおります。

CaITaの運営に係り重要となる契約は、同社の株主であるJR東日本コンサルタンツ株式会社・JR東日本スタートアップ株式会社・当社間の合弁契約と、同社と当社間のTRANCITYに係るライセンス契約の2つとなります。

なお、合弁契約においては、CaITaの重要な意思決定に係る協議・決定ルールを定めており、当該契約の定めに従い、当社は社外取締役として代表取締役の関弘圭、監査役に当社従業員を派遣しております。

・日本製鉄グループ

当社は、機体の開発に着手した2016年より、日本製鉄のフィールドを借り、耐環境性、ユーザビリティの高いドローンの開発を進めてきており、同社とは継続的な取引関係にあります。

当社は、日本製鉄のグループ会社や、製鉄所における協力会社・商社等を通じ、日本製鉄関連の案件を多数受注しております。2024年7月期においては、日本製鉄の保有するプラントの保守やメンテナンス等を展開する事業者へのIBISの販売に注力したため、日本製鉄をエンドユーザーとした点検ソリューションの売上ではなく、プロダクト提供サービスの売上の増加に至りました。

・東京電力グループ

当社は、東京電力ホールディングス株式会社の福島第一廃炉カンパニー等をエンドユーザーとした受託開発プロジェクトを過年度より継続して実施しております。

福島第一廃炉カンパニーとは、廃炉内の状況を把握し、今後実施が見込まれる廃炉処理を安全・適切に進めることを最終目的としており、社会的意義の非常に高い事業であると考えております。

(5) 産学官連携による研究開発推進及び事業化推進

当社が身を置くドローン市場やデジタルツイン市場は、ドローンやそのシステムを構成するハードウェア・ソフトウェアの各関連領域において、めまぐるしい関連技術の発展とサービス創出がなされている状況であります。

このような状況において、「誰もが安全な社会を作る」という大きなミッションに向けて、当社が各分野でのリーディングカンパニーとしての地位を獲得するには、最先端の技術を取り入れ、継続的に研究開発を行っていくことが不可欠と考えております。

そのために当社は、省庁、自治体、大学、その他外部の研究機関や民間企業と積極的に産学官連携を行い、研究開発推進並びに事業化推進をしております。

当社が過去、現在と取り組んできた主な産学官連携プロジェクトは以下のとおりであります。

国家プロジェクト	目的	概要
国土交通省 中小企業イノベーション創出推進事業（SBIRフェーズ3事業） 「安全・安心な公共交通等の実現に向けた技術の開発・実証」 テーマ：鉄道施設の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発・実証	事業化推進	鉄道環境に対応したドローンを用いた鉄道点検ソリューションの構築を目指し、コンソーシアムメンバーや協力会社と連携して事業を推進中 補助金の最大交付額は52億円
国土交通省 中小企業イノベーション創出推進事業（SBIRフェーズ3事業） 「災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメントに向けた技術の開発・実証」 テーマ：建設施工・災害情報収集における高度化（省力化・自動化・脱炭素化）の技術開発・実証	事業化推進	建設現場における施工管理の省力化・高度化技術の開発を目指し、コンソーシアムメンバーや協力会社と連携して事業を推進中 補助金の最大交付額は4.7億円
NEDO「SBIR推進プログラム」（連結型） テーマ：災害時に生き埋めになった生存者を迅速に捜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発	事業化推進	IBIS2および関連機材を改良し、生き埋めになった生存者を迅速に捜索 補助金の最大交付額は15百万円
JWAC 令和4年度補正スマート保安導入支援事業費補助金（技術実証支援） 防爆認証特化型ドローンによるプラント点検ビジネス構築事業	研究開発推進	コンソーシアムメンバーや協力企業と連携し、日本初の防爆認証取得を目指し、防爆認証特化型ドローンの開発を実施
NEDO 次世代空モビリティの社会実装に向けた実現（ReAmo）プロジェクト 制約環境下におけるドローンの性能評価法の研究開発	事業化推進	ドローンの評価手法の標準化を目指し、複数の研究機関や関係省庁と連携し、事業を推進中
総務省 マレーシアにおけるドローン及びデジタルツイン技術を活用したインフラ点検サービスの実証	事業化推進	マレーシア国の新規顧客開拓に向け、ドローンPoC並びにICT人材育成スキーム構築

JISSUI 令和2年度補正予算(3次補正)産業保安高度化推進事業費補助金 高度センシング技術による狭小空間専用小型ドローンの構築事業	研究開発推進	サーモセンサー並びに有毒ガス検知センサーを備えたドローンを実現
SII 令和2年度補正予算 産業保安高度化推進事業費補助金 巡回点検ドローンによる遠隔監視システムの構築事業	研究開発推進	巡回点検用ドローン・システムの構築に向けて、ドローン、システム並びにアプリ開発し、その基幹技術を獲得
NEDO AIシステム共同開発支援事業 AIドローンを用いたインフラメンテナンス関連サービス創出事業	研究開発推進	故障検知AIを構築し、故障に備えたドローンを実現
NEDO 高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発 非GPS環境下におけるドローンの群制御技術及びエネルギー効率向上を可能とする要素技術の研究開発	研究開発推進	群制御技術、防塵モーター、防塵モーターに最適なプロペラ等を備えたドローンを実現

国家プロジェクトにおいては、各プロジェクトにおいて発生した研究開発費用について、管轄機関の監査を受けており、認められた金額のみを補助金又は助成金として収受しております。なお、補助金又は助成金に関して、新規技術の研究開発に係るものについては、営業外収益として計上しております。また、既存の当社技術を用いて、委託された研究や実証実験を行うことが主目的となるものについては、売上高として計上しております。

大学連携	目的	概要
国立大学法人千葉大学	研究開発推進	屋内飛行に向けた制御開発を推進中
国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学	研究開発推進	自律型ドローン開発及びプロペラエアフィルタ開発を推進中

自治体連携	目的	概要
東京都	事業化推進	「UPGRADE with TOKYO」スタートアップと東京都で都政課題の解決に向けた協働取組み先として選出され、ドローンと3次元モデルを用いた工事出来形確認手法構築のための取組みを実施
	事業化推進	「現場対話型スタートアップ協働プロジェクト」に採択されドローン等を用い庁舎施設の3次元モデル作成を実施
	事業化推進	スマートサービス実装促進プロジェクト「Be Smart Tokyo」に採択 三菱地所が所有する都内オフィスビルの改修工事に小型ドローンの技術実装
神戸市	事業化推進	「Urban Innovation KOBE +P」事業の一環として水道施設(配水池内部)点検の実証実験を実施
	事業化推進	課題解決プロジェクト 2024年度「So-I (KOBE BUSINESS PROGRAM) 行政課題解決コース」に採択 地下鉄駅舎の目視が難しい天井裏空間を、ドローンを活用して点検
北九州市	事業化推進	「スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業」実証支援プログラムに採択されドローンを活用した危険物除去の実証実験を実施

愛媛県	事業化推進	デジタル実装加速化プロジェクト「トライアングルエヒメ」に採択 愛媛県内におけるインフラ・プラント 維持管理DXの実装を加速
-----	-------	---

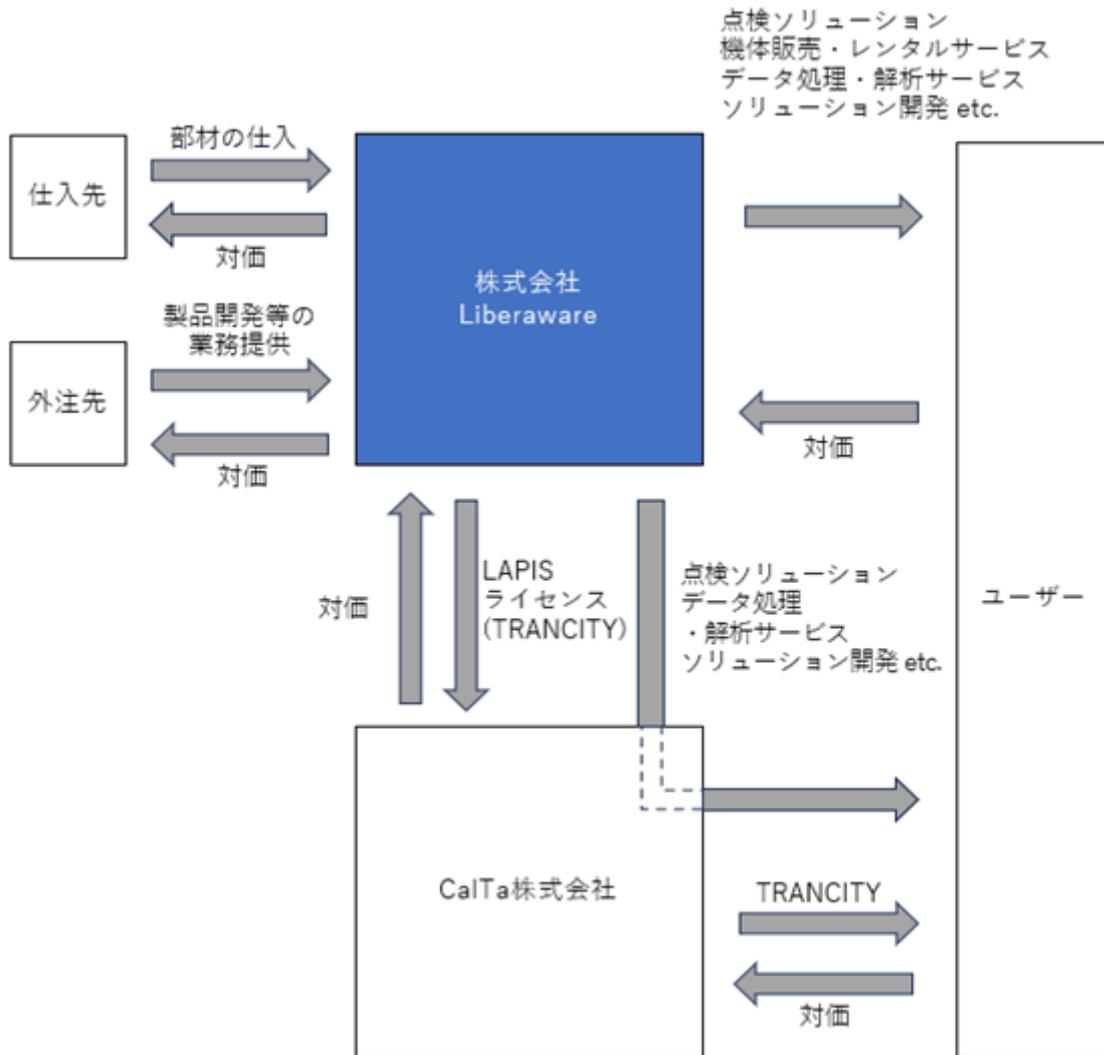
・用語解説

本項「3 事業の内容」において使用しております用語の定義について以下に記しております。

No.	用語	用語の定義
1	継続顧客の売上高割合	点検ソリューション（関連するデータ処理・解析サービス含む）において、2期連続で受注のあったエンドユーザーの売上高を、点検ソリューション全体の売上高で除して算定
2	レンタルバック取引	販売を行った機体について販売先と当社とでレンタル契約を結び、当社より第三者のユーザーへレンタルを行う取引を指す
3	LAPIS	当社独自で開発した、屋内点検用小型ドローン「IBIS」で撮影した動画データを管理し、その動画から画像処理された3次元化データも一元管理することができるクラウドサービスを指す
4	デジタルツイン	IoTセンサなどを用いて物理空間から取得した情報を基に、デジタル空間に物理空間のコピーを再現する技術
5	オルソ化	ドローン、ラジコンヘリ、航空機、人工衛星等から中心投影として撮影された空中写真画像を補正し、正射投影された空中写真画像を作成する作業を指す
6	BIM	「Building Information Modeling」の略称であり、コンピュータ上に作成した3次元の建物のデジタルモデルに、管理情報などの属性データを追加した構築物のデータベースを、建物の設計、施工から維持管理までのあらゆる工程で情報活用を行うためのソリューションを指す
7	CAD	「Computer Aided Design」の略称であり、コンピュータを用いて設計をすること、又はコンピュータによる設計支援ツールのことを指す
8	差分分析	量的調査などで用いられる統計的手法のことであり、施策の効果の因果関係を統計的に推理していく分析手法を指す
9	UI/UX	「ユーザーインターフェースとユーザーエクスペリエンス」の略であり、それぞれ、ウェブサイトやアプリなどのデザインや操作性に関わる部分、そしてそのデザインや操作性がユーザーに与える全体的な印象や感情を指す
10	SfM技術	「Structure from Motion」の略称であり、3次元構造を2次元のカメラ画像や動画から推定する技術
11	非GPS環境	屋内や、構造物の近く、橋梁下において、GPS、GNSSデータが遮断され位置情報を把握することが困難な環境
12	フィードバック制御	実際の状況をリアルタイムに取得し、それに基づいて制御入力を決定する制御技術
13	非線形ロバスト制御	制御理論、制御技術の一つであり、一般的にPID制御よりも高度な数学が用いられ、制御対象をより正確に制御することが可能な制御技術
14	PID制御	比例（P）制御、積分（I）制御、微分（D）制御の組み合わせによって、設定された目標値にフィードバック（検出値）を一致させる制御機能を指す。速度、圧力、流量、温度などの制御に使用される技術
15	オプティカルフローセンシング	動画像において、各点の動きをベクトルとして求める技術を指す
16	UWB	Ultra Wide Bandの略称であり、超広帯域を意味する無線通信技術のことであり、高精度な位置測位を可能とすることが特徴
17	STARVISセンサ	可視光線領域に留まらず、沢山の光を集めることができる夜間の撮影にも適した高感度な裏面照射型画素技術を指す

18	3次元点群	3次元レーザースキャナーなどで物体や地形を計測したデータ（スキャナーからの相対的なX,Y,Z情報やカメラの画像データから得た色の情報）をコンピュータ上で扱う際、物体や地形を「点」の集合体で表現したもの
19	ブラシレスモーター	整流子やブラシなどの機械的な接触部を取り除いたモーターを指す
20	空力特性	ドローンが飛行中やプロペラで吹き下ろす空気の流れから受ける様々な影響（機体にかかる力やモーメント、そしてそれらの力やモーメントに起因する機体の安定性や操縦性等の飛行性能）のこと

(事業系統図)



4【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
CalTa株式会社 (注)1, 2	東京都港区	50,000	インフラDX事業	34.0	営業取引 役員の兼務 事務所賃借 社員の出向等

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52 (14)	38.3	2.8	7,517

当社はインフラDX事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	従業員数(人)
スマート保安事業部	19 (6)
技術開発部	17 (2)
DX事業部	10 (4)
管理部	6 (2)
合計	52 (14)

(注)1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「誰もが安全な社会を作る」をミッションとし、「見えないリスクを可視化する」とのビジョンのもと、ハードウェアとソフトウェアを融合させたソリューションを展開しております。特に、製鉄業を中心とした重厚長大系の産業や、鉄道などのインフラ産業への、ドローンとデジタル技術を組み合わせた、革新的なソリューションの提供を進める方針です。また、将来的には当社の得意とする屋内の閉鎖空間（狭く・暗く・危険な空間が多い）を自由に飛行する、自律型ドローンの開発と、日本国内におけるユーザーと同じ課題を抱える海外企業への展開も視野に、事業活動を進めてまいります。

(2) 経営環境

当社がソリューションを提供している事業領域は、プラントメンテナンス・インフラメンテナンス・建設業界であり、施設・設備の老朽化・人手不足といった共通の課題を持っており、今後、よりニーズが高まることを見込まれる市場であります。労働市場においては、内閣府の「人口減少と少子高齢化」によると、生産年齢人口は2065年までに約2,900万人（2020年比 約39%）減少し、また、国土交通省の「社会資本の老朽化の現状と将来」によると、2040年3月時点において、トンネルの約53%が建設後50年以上となる等、その他道路や橋梁等のインフラも老朽化が進む見込みです。

さらに、目視点検等アナログな手法の代替手段の一つとして、ドローン等のデバイスやデジタル技術を用いた点検が導入・普及することを企図し、2023年6月14日に、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が成立し、ドローンによる点検の認知度が向上することが期待されております。加えて、国土交通省は、2020年3月にBIM/CIMの活用ガイドライン（案）を発表しBIM/CIMの原則適用を進めており、図面等の管理手法や建設現場の管理・維持管理の在り方の抜本的な変革の流れや、働き方関連法案に基づき2024年4月1日から始まった、建設や物流などの適用猶予事業者に対する労働時間規制強化の動きもあります。このような政策動向は、デジタル技術を用いた生産性・品質向上による上記課題の解決が、社会的に求められていることの証左であり、上述の社会背景を追い風に、当社のターゲットとしているドローン市場及びDX市場は伸長見込みであると考えております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社は、持続的な利益成長を目指すことが非常に重要だと考えており、特に、経営指標としては、売上高・粗利益率・研究開発費を重視しております。また、経営指標の成果を図るKPIとしては、コアクライアント数（ ）及びコアクライアント売上高を挙げております。

当社は、売上高1,000億円以上の鉄道業、製鉄業、電力・ガス業、建設業、石油化学業、道路業、プラント業に従事している企業、及び自治体・官公庁を重点顧客と考えていることから、そのうち、エンドユーザーベース（エンドユーザーが企業グループを構成している場合にはグループ会社含む）で直近2年間の当社との取引金額が合計50百万円以上の企業をコアクライアント（エンドユーザーが企業グループを構成している場合にはコアクライアントグループ）と定義しています。

(4) 経営戦略

当社の戦略は、コアクライアント数を増やすことにより、ドローンとデジタル技術を組み合わせたソリューションを浸透させていくことであり、現在、主要取引先となっている製鉄業・鉄道業・電力業等の各企業以外にも、コアクライアント数を増やし、また、各業種の実業務への定着化・標準化によるコアクライアントと当社の取引量の拡大、コアクライアントをエンドユーザーとする中間の事業者への当社サービスの浸透などにより、売上規模を拡大することを企図しております。

そのためには、国内外での様々な設備・施設での有効な事例を増やすことが重要であり、網羅的に市場ニーズを探求するための組織体制整備・マーケティング戦略の策定・実行と、案件実行に係る事業推進が必要となります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

既存サービスの強化との事業連携

当社における各種サービスの継続的な成長のためには、既存顧客のニーズを的確に把握すること等による更なる関係強化に加え、より幅広い業種・業態の顧客企業に選ばれる必要があります。そのためには今まで以上に多くのニーズや環境に対応できるよう当該サービスの質的向上や機能拡充を進め、引き続き顧客満足度の向上やそれに伴う販売の拡大に努めます。

また、今後も市場拡大が見込まれる中で、当社が更なる成長を実現していくためには、様々な事業との連携やパートナーシップの拡充による当社サービスの利用機会の増大や利用範囲の拡大を進めることが重要と考えており、そのためには事業連携企業やパートナー企業の新規開拓及び既存企業との関係強化を図ってまいります。

認知拡大

今後、市場拡大と共にドローン等による業務の代替やアナログ手法のデジタル化がより一層進むことが予測されます。

当社は主に展示会への出展やWEBマーケティングの手法を通じ、IBISを初めとした各種サービスの認知度を徐々に高めてまいりましたが、今後の事業拡大及び競争優位性を高めるにあたり、屋内狭小空間で利用できるドローンや3次元化等のデジタルツインサービスをより一層認知させていくことが重要であると認識しております。

特に、屋内ドローン等が認知され、利活用の回数やユースケースが増えることで、アナログ手法による点検業務の改善や、人による危険な箇所の点検代替手段として、また、多額のコストや手間がかかるため長年断念していた箇所の点検、さらに、事故や災害など有事の際の探索手段の一つとして想起されることが社会的な必要性も満たすこととなります。

今後も引き続き、より一層の当社及び当社サービスの認知度向上のため、広報活動やマーケティング活動の推進、ユースケースの増大やサービスチャネルの拡充等を通じて新規顧客獲得や新たな領域での利活用につなげてまいります。

開発体制の強化及び優秀な人材の確保

当社では、ハードウェアとソフトウェアの両技術の向上を推進しており、当該技術が当社の競争力の源泉の1つであることから、継続的な強化が重要であると認識しております。そのためにも、今後も収益基盤の安定化を前提として研究開発への投資を継続しつつ、卓越した能力を持つエンジニアの採用及び育成に注力していきます。また、必要に応じて大学等との産学連携や新技術を持つ企業との業務提携、共同研究等を進め、更なる技術の向上に努めてまいります。

海外での事業展開

当社は韓国を中心に海外での事業展開を進めております。今後も、特に東南アジア各国の規制や現地ニーズ等に合わせ、効率的かつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

情報管理体制の強化

当社は、サービス提供やシステム開発・運用の遂行過程において、顧客の機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であるとと考えております。当社ではISMSの認証を2022年9月に取得し、当該情報セキュリティ等の社内規程に基づいた情報管理を徹底しておりますが、今後も、社内での継続的な研修や情報管理体制強化のためのシステム整備等を継続して実施してまいります。

内部管理体制の強化

当社は、より一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であるものと認識しております。このため、コーポレート機能を充実させ、経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

財務上の課題

当社は、過年度において、継続的な事業成長を図るため、新製品又は新技術の開発に係る研究開発費や積極的な人材採用等への投資、顧客基盤拡大のための積極的な広告宣伝活動を実施してきた結果、利益面での損失計上、及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しております。また、今後の計画が達成できない場合には赤字及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続する可能性があります。そのような場合に備え、一定水準の手許流動性を確保するとともに、多様な資金調達手段を検討し、財務体質の更なる強化を図ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社は、「誰もが安全な社会を作る」をミッションとし、そのミッションを達成するために「見えないリスクを可視化する」をビジョンとして掲げており、ドローン等ロボットやデジタル技術を用いてインフラ業界における様々な課題を解決するために事業活動を行っております。そのため、当社の事業が成長する事が持続可能な社会に貢献することであり、中長期的な企業価値向上を目指し、サステナブルな社会の実現に寄与するよう努めてまいります。

(1) ガバナンス

社会環境の変化に伴い当社を取り巻く環境も変化しており、持続的な成長を実現するうえで必要となる課題も変化しております。サステナビリティに関連した課題については、取締役会の中で適宜、その内容及び当該課題に対する取組について報告がなされ、重要な課題については対応策の検討を行っております。

当社がステークホルダーから継続的に信頼や評価をいただける経営を実現するためには、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、有効に機能させることが不可欠であります。そのため、継続的に整備・強化を行うことに加え、当社の成長ステージや経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、適宜見直しを図ってまいります。

なお、本書提出日現在においては、組織規模が比較的小さいことからサステナビリティに関する組織の設定は行っておらず、取締役会や後述のリスク・コンプライアンス委員会にて管理等を行っておりますが、今後、事業規模の拡大に伴いサステナビリティ委員会等の設置並びに体制強化の検討を図ってまいります。

当社のガバナンスに関する取り組みの詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(2) 戦略

当社は、過酷な環境における人に代替する手段として、また、人による目視や紙による報告といったアナログな業務をデジタル化することでインフラ業界等のDX化を推進し、労働人口減少や設備老朽化問題といった深刻な社会課題を解決することを目的として事業を営んでおり、事業活動を通じてサステナビリティに関連した課題に取り組んでおります。

また、サステナビリティ経営に継続的に取り組んでいくためには、システム開発や営業、管理といった各部門において優秀な人材を確保、及び育成し、国籍、年齢構成は幅広く、様々なバックグラウンドと専門知識・技能を持った多様性のある人材の登用が必要と考えております。そのため、各種採用活動の継続、社内研修制度の充実、適切な人材配置、人事評価の実施等を行い、更なる組織の強化に努めてまいります。働き方においても、リモートワーク、時短、フレックスや裁量労働制といった多様な制度を導入し、従業員が働きやすい環境の整備に努めております。

(3) リスク管理と機会

当社は、リスク管理体制として、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行っており、サステナビリティに関連するリスクにつきましても当該規程に基づき管理を行っております。また、代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクの網羅的な把握・共有と、リスクが発生した場合に迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全できるよう取り組んでおります。具体的には、営業関連リスク、レピュテーションリスク、情報漏洩リスク、労務リスクなど様々なリスクに関する定期モニタリング項目を出席者間で共有し、顕在化しているリスクだけでなく、潜在的なリスクも含めてチェックしております。また、議長である代表取締役から指示があった対応事項や要改善事項については、議事録に記録のうえ、次回以降のリスク・コンプライアンス委員会にてフォローアップされます。さらに、当委員会にて重要と判断された内容については取締役会にて報告がなされます。

また、当社は社会貢献性の高い事業を営んでいるとの認識のもと、当社事業が広がる事が持続可能な社会に貢献することであるとされており、サステナビリティに関連する機会については、今後の方針として、中長期的な企業価値向上を目指す中で、識別・評価及び管理をしてまいります。

なお、リスク・コンプライアンス委員会の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、当社の実績を長期的に評価し、管理するために用いられる指標及び目標は設定しておりませんが、ドローン等の開発や各種オペレーションを推進するためには優秀な人材が長期に働いてもらうことが不可欠であることから、従業員の定着性を高めることが重要と認識しております。当該観点で、「退職者人数」については、目標とすべき指標として検討中であります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性がある事項及びその他の投資者の判断に影響を及ぼすと考えられる事項には、以下のようなものがあります。

また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。具体的には、当該リスクを把握し、管理する体制・枠組みとして当社内にリスク・コンプライアンス委員会を設置して対応しております。詳しくは「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、将来において発生のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

<経営環境に関するリスク>

(1) ドローンの安全性について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中)

2022年12月5日の改正航空法の施行により、住宅街や都市部などの「有人地帯」においても「目視外」でドローンを飛行できる「レベル4飛行」が解禁となりました。これに伴いドローンの社会実装はより一層進むことが予測されますが、合わせて飛行への信頼性や安全性も強く求められます。そのため、当社に限らず、ドローンに関する重大な墜落事故が発生した場合には、ドローンの安全性に対する社会的信用が低下することにより、顧客からの需要低下、規制の強化等により市場の成長が減速する可能性があり、その場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

一方、自社開発の屋内狭小空間に特化した産業用小型ドローン「IBIS」は、屋外にて人が居る上空を飛行することを想定した屋外用ドローンと異なり、人が入ることが困難であったり、人が入るには危険を伴う場所へ、人に代わって入ることを用途としているため、人への影響は限りなく低いと考えております。また、大きさ幅約20cm、重量約240gと小型化・軽量化をしていることから、仮に墜落した場合でも、人や設備等財産に損害を与える可能性は低いと考えております。

しかしながら、これらの前提をもってしても、万が一、当社の製造した機体が墜落すること等により人や財産等に損害を与えた場合には、製造物責任賠償やリコールによる多額の支払や費用発生及び社会的信用の失墜等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社事業が対象とする市場について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：重)

当社の展開する事業が属するドローン市場は年々拡大しておりますが、ドローン市場の環境整備や新たな法的規制の導入、その他何らかの要因によってドローン市場の発展が阻害される場合には、当社の事業活動が制限される可能性があります。

当社は、屋内狭小空間に特化した国産の小型ドローンを自社開発することで他社との差別化を図り当該リスクの低減を図っておりますが、当該リスクの発生によって、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

インフラDX市場におけるデジタルツインの領域については、インフラ業界や建設業界のDX化推進に伴い、革新的な画像解析技術やAI等の技術発展により今までの処理技術より高品質な3次元データをより効率的に作成できる3Dスキャン技術が出現した場合、当社の事業活動が制限される可能性があります。

当社は、他社が容易に獲得できない狭く、暗く、危険な環境の3次元化や画像解析を通じて技術の向上とノウハウの獲得を進めており、また、どのような環境でも簡易に有用な解析データを生成できるよう、新たな技術の研究開発を推進することで当該リスクの低減を図っておりますが、当該リスクの発生によって、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：重)

当社の事業を展開しているドローン市場及びインフラDX市場は、市場が未成熟であり、日本国内及びグローバル市場においても技術革新のスピードやビジネスモデルの移り変わりが激しい環境となっております。当社では新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、エンジニアの採用や大学との連携による最新の技術やノウハウの獲得等によりこのような環境への対応を進めております。

しかしながら、これらの対応に困難が生じ、技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社の技術力低下、それに伴う製品・サービスの質の低下を招き、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競争優位性について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中)

当社はハードウェアとソフトウェアの両技術に力を入れ、この両技術を用いた一貫通貫したサービスを提供することで、他社との差別化を図っております。具体的には、IBISは長年に渡り屋内小型ドローンの研究と実証実験を繰り返し、当該研究結果や飛行データをもとに開発され、また、当該ノウハウを元に各種サービスを提供しています。同時に、IBISで撮影した狭く、暗く、危険な環境の3次元化や画像解析を行っているため、このような環境下の画像処理に関する独自のアルゴリズムの確立とノウハウを有しています。

このように当社サービスはハードとソフトを掛け合わせ、相互補完するように構築していること、また、両者とも高い技術力と多岐に渡るノウハウに裏付けられたものであるため、参入障壁は高いと考えております。しかしながら、インフラDX市場やドローン市場は将来を期待される市場であるため、関連市場の拡大に伴い、新たな競合他社の出現、競合他社による新たな付加価値サービスの提供等がなされた場合には、価格競争の激化や他社サービスへの乗り換え等が発生すること等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 国家プロジェクトに係る補助金・助成金収入について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：重)

当社では、産学官連携で様々なプロジェクトに参画し、最先端の技術開発に取り組むとともに、国からの補助金や助成金を受領することで、研究開発費の一部を賄っております。また、当該補助金等の受領は、一定の期間を区切って管轄機関による監査が行われ、当該期間の金額が確定した後の入金となりますが、研究開発活動を行うための資金は研究開発を実施する都度発生するため、補助金等の受領に対して先行して支出することとなります。当社ではキャッシュ・フロー管理の徹底と安定した財務基盤確保のために各金融機関と密な連携を行っておりますが、今後、当社の事業に関連する国家プロジェクトそのものの規模が縮小する場合や補助金等の受領前の期間において研究開発資金が不足する場合には、必要な研究開発活動が進められず、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社が参画している国家プロジェクトについて大きなウエイトを占めるものは、所轄行政官庁より予算枠、存続期間が定められたものであり、制度そのものの存続性についての懸念は限定的であると考えられます。

(6) 通信インフラ環境やネットワーク環境について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：軽)

当社が展開するデジタルツイン事業は、サーバー等のインフラ環境やネットワーク環境に依存しております。当社は、安定的なサービス提供のため、データセンターの利用、サーバーの冗長化/負荷分散及び監視強化、障害が発生した際に早急に復旧するための体制整備等を進めております。

しかしながら、自然災害や事故、サイバー攻撃、その他何らかの事由によって当該環境に障害が発生し、サービスを停止せざるを得ない状況となった場合は、機会損失、顧客への損害の発生、サービスに対する信頼性の低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外に事業を展開していること(政治や規制など)(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：軽)

当社は、日本国内のほか、韓国を中心に海外でも事業を展開しております。当社においては、機体製造やデータサービス全般を国内にて対応しているため、各国の情勢の変化等の影響は限定的ではありますが、万が一、政治的・経済的要因により、予期できない投資規制、移転価格税制を含む税制や法的規制の変更等が行われた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害等について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：中)

地震、台風、津波等の自然災害や火災、停電、未知の感染症の拡大等(以下「自然災害等」という。)が発生した場合、当社の事業所等が深刻な損害を受ける可能性があります。

このような自然災害等に備え、従業員安否確認手段の整備、防災品の確保等に努めておりますが、想定を超える自然災害等が発生する場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、自然災害等によりドローン等の製造物が破損したり、サーバーの停止等により画像解析が行えなくなるなど、一時的にサービスの提供が困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 風評被害について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：軽)

当社の事業運営に関し、悪意を持った第三者が、意図的に噂や憶測、悪評やあいまいな情報を流す、又は何らかの事件や事故等の発生に伴う風評により、当社に対する誤解、誤認、誇大解釈等が生じた場合は、顧客マインドにマイナスの影響を与え、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は、企業倫理規程の周知やコンプライアンス研修の実施により役職員のコンプライアンス意識の醸成を図り健全な企業経営を推進してまいります。また、悪意のある風評等には毅然とした姿勢で対応する方針であります。

<経営戦略に関するリスク>

(10) JR東日本グループとの関係性について（発生可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社の関連会社であるCalTaは、JR東日本グループと設立したジョイントベンチャーであります。

現在、JR東日本グループと当社の関係は良好であり、鉄道業界を始めとしたインフラ業界のDX化に向けた各種サービスを展開し、更なる業務拡大に向けて連携を強化しておりますが、何らかの要因による合併関係の悪化等が生じた場合、CalTaの運営及び当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、関連会社であるCalTaに対するモニタリングは、当社の関係会社管理規程に則り適時適切に行っており、また、CalTaとの取引にあたっては、関連当事者取引管理規程に則り、適切に実施しております。さらに、CalTaへ役員等を派遣し、経営内容を迅速かつ的確に把握する体制を構築しております。

(11) 特定の販売先への依存について（発生可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社におけるCalTaに対する売上高は高い水準にあります。

CalTaは当社の関連会社であり、複数年にわたり安定的な取引を行っており、拡大傾向にあります。

当社とCalTaとは、現時点においては緊密かつ良好な関係にあり、今後もこれまでの取引関係を維持・発展させていく方針であります。特定の取引先の今後の経営方針等が当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクを低減させるため、各事業の拡大や新規顧客の開拓など上記主要顧客以外の顧客との間の取引比率増加や提供サービスの多様化等を推進し、収益基盤の安定化と上記主要顧客への依存度の低減に努めております。

(12) 資金使途について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社が上場時の公募増資により調達した資金は、サーバー等設備の購入費用、韓国進出に係る新規拠点の設立費用、ドローンによる調査・点検の更なる省人化のための自律型ドローンの開発やIBISの次世代機開発のための研究開発費用、売上規模拡大に応じた営業人員等増強のための費用、認知度及びブランド力の向上を目的とした広告宣伝費用、及び借入金の返済に充当する計画であります。

しかしながら、経営環境等の変化に対応するため、調達資金を計画以外の使途に充当する可能性があります。また、当初の計画どおりに資金が使用された場合でも、想定どおりの成果をあげられない可能性があり、その場合当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクを踏まえ、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化については適時その動向を注視するとともに、公募増資による資金調達の使途に変更が生じた場合には、適時適切に開示を行います。

<組織に関するリスク>

(13) 内部管理体制について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社は少人数であり、現段階の事業規模にあわせた内部管理体制をとっております。今後、事業規模の拡大に伴い、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しており、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の整備、運用が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 有能な人材の確保・育成について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：中）

当社の事業においては、ドローンや3次元化技術など、ハードウェア及びソフトウェアの各業務分野において専門性を有する人材が必要であり、今後とも業務拡大に応じて継続した人材の確保が必要であると考えております。

当社においては、通常の採用手法に加え優秀な人材を採用するためにリファラル採用を積極的に取り入れることで安定的な人材の確保に努めておりますが、今後、各業務分野における人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、優秀な人材の獲得が困難となる場合又は在職する人材の社外流出が生じた場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 特定の人物に対する依存について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：中）

当社の創業者は、当社代表取締役の関弘圭であります。関弘圭は、ロボット開発を専門として、ロボットの機械工学に精通しております。さらに、当社設立以来、経営方針や経営戦略の決定等の事業運営においては、重要な役割を果たしております。当社としては、経営幹部の拡充や採用・育成、及び権限委譲による業務分掌の推進などにより、特定の役職員に依存しない組織的な経営体制の構築に努めております。

しかしながら、専門的な知識、技術及び経験を有する関弘圭に、何らかの理由によって不測の事態が生じた場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<事業運営に関するリスク>

(16)製品の品質について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社では、小型ドローン等の開発・製造及び3次元化等画像解析サービスを行っており、このような製品やサービスを適切に管理するため、品質マネジメントシステム（QMS）の国際規格である「JIS Q 9001(ISO9001)」の認証を2022年9月に取得しました。当該規格に基づき、品質管理規程等のルールを定期的な社内研修の実施等により周知徹底し、また、定期に開催する品質保証委員会によるフィードバックを通じて改善を図る等、品質の保持、向上に努めております。さらに、これらの品質マネジメントに対する取組み全体を、社内に設置したリスク・コンプライアンス委員会においてモニタリングすることで、不具合等の発生防止に最大限の注意を払っております。

しかしながら、万が一、製品の欠陥が発生した場合には、その欠陥内容によっては多額のコスト発生や信用の失墜を招き、当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(17)部品・部材等の調達及び価格、在庫について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：軽）

当社は、生産活動や研究開発活動に必要な部品・部材等の多くを外部の取引先から調達しており、いくつかの部材については特定の取引先から調達を行っておりますが、取引先からの供給が中断した場合や製品需要の急増などによる供給不足が発生した場合には諸活動が制限され、当社の経営成績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、調達にあたっては、信頼できる仕入先、外注先を選定し、品質確認等の受入検品を慎重に実施しておりますが、万が一、欠陥のある部品・部材等が納入され、当社製品の信頼性及び評判に悪影響を及ぼした場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、在庫については、製品計画、売上規模にあわせ最適量を維持してまいりますが、当初想定よりも需要が異なることで発生する、在庫不足による機会損失や逸失利益若しくは在庫過多による在庫管理費用や評価損等の追加費用が発生する可能性があります。さらに、既存製品の次世代品がローンチする際に、前世代品の在庫調整が適切に行われない場合には、棚卸評価損等の追加費用が発生する可能性があります。

(18)情報セキュリティについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：重）

当社においては、顧客の有している設備内部画像等の機密情報が含まれているデータを取り扱っております。当社は、このような機密性の高い情報を適切に管理するため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO/IEC27001:2013」の認証を2022年9月に取得し、情報セキュリティ等の社内規程に基づいた情報管理に関する社内ルールの周知徹底を図る等、セキュリティ対策には万全の措置を講じております。

しかしながら、万が一これらの情報が漏洩した場合、当社の信用やブランド価値が毀損し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

<規制等に関するリスク>

(19)法的規制について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：重）

当社の事業を規制する主な法規制は、以下のとおりであります。

航空法

航空法については、ドローンを同法の対象空域で飛行させる場合には、同法に基づく許可・承認を得ております。一方、当社の主要サービスに利用しているIBISは原則として屋内にて利用していることから同法の対象外であります。万が一、機体がコントロールを失い屋外へ飛び出してしまった場合には、法的には、速やかに引き返すか、緊急停止が求められていますが、IBISは緊急停止機能を有しているため、緊急時には当該対応を行う想定です。

しかしながら、航空法が改正され、当社のサービスに影響のある法改正が行われた場合には、事業活動が制限され、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、顧問弁護士との定期的な連携やドローンにかかる関連諸団体への加入を通じて法改正等の情報収集と、必要に応じて法令の解釈等について随時相談を行っております。

電波法

電波法については、ドローン操縦時における5.7GHz帯画像伝送に関して、同法に基づき業務用の無線局（携帯局）の免許を取得しております。

当社は、すべての当社事業で使用している機体に関して当該免許を取得して業務を運営しており、同法を厳格に順守しております。

しかしながら、万が一、何らかの理由により、電波法違反と認定された場合には、事業活動が制限され、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

製造物責任法

製造物責任法については、当社はドローン等の製品を製造しているため、当社製品の欠陥等が生じたことによって身体又は損害を被ったことを被害者が証明した場合、損害賠償請求される可能性があります。当該リスク軽減に向け、品質マネジメントシステムの認証取得や製造物責任賠償保険への加入を進めてまいりました。

当社の製品は当該法律の基準に適合しており、製造にあたっては厳格な品質管理体制を整備・運用しておりますが、万が一製造・検品の工程に重大な欠陥があった場合や予見できない不具合等が生じた場合、また、製造した製品が将来の法改正等によって当該基準に不適合となった場合は、事業活動が制限され、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

外国為替及び外国貿易法

外国為替及び外国貿易法については、当社が販売する製品及び部品の一部は、規制の対象となる可能性があります。そのため、当社が海外に向けてドローンを輸出、又は関連する技術の提供をする場合は、同法を遵守して適切な輸出管理に努めております。また、法令遵守を徹底するために、顧問弁護士等社外の専門家も含めたチェック体制を構築しております。しかしながら、関連各国により予期せぬ規制の改廃や政策変更が行われた場合、事業活動が制限され、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 海外における許認可について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：軽）

当社は、海外にてドローンを利用するための製品規格に関する認証等様々な許認可を取得しており、かかる許認可に基づく基準を遵守する取り組みを行っております。そのため、将来において、法令の変更等により、更なる認証取得等の追加費用が生ずる可能性があります。また、将来の事業領域の拡大の際に新たな許認可取得の必要性が生ずる場合には、当該許認可取得のための対策費用が生ずる可能性があります。さらに、何らかの原因で許認可の更新が適切に行われない場合、当社の事業運営に支障をきたす可能性があります。当社では、許認可取得について外部の専門機関に委託する等、これら法令を遵守する体制を整備するとともに、規制当局の動向及び既存の法規制の改正動向等を踏まえ、適切に対応していく予定であります。当該リスクの発生によって、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 知的財産権について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社で開発・設計しているドローン等やソフトウェア、アプリケーション・プログラムは、当社が独自に開発・設計したものであり、当社の独自技術について特許出願等を行い、知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権についても、顧問弁護士や顧問弁理士に相談しながら権利侵害がないように特許権等の調査を行い、適切に管理できるよう進めております。

これまで第三者より知的財産権の侵害に関する指摘等を受けた事実はなく、今後も上述の体制を強化し、管理を行っていく方針であります。しかしながら、第三者の知的財産権の完全な把握はその性質上困難であるため、当社が認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性があります。その結果、損害賠償請求や知的財産権の使用に係る対価の支払い等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

< 会計税務に関するリスク >

(22) 固定資産の減損について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、回収可能性が見込めなくなった固定資産については減損処理を実施する方針であります。

当社は、主にドローン事業で使用しているドローン機体やエクステンダー、サーバーを固定資産に計上しておりますが、当該資産から得られるキャッシュ・フローの状況等が悪化し、それらの回収可能性が著しく低下した場合には減損処理が必要となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(23) 税務上の繰越欠損金について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：中）

当社は、事業拡大のための積極的な研究開発投資等を行ってきたことから、創業以来当期純損失を計上しており、当事業年度末日現在において1,984,370千円の繰越欠損金が存在しております。繰越欠損金は、一般的に将来の課税所得から控除することが可能であるため、繰越欠損金を利用することにより将来の税額を減額することができます。

しかしながら、繰越欠損金の利用額と利用期間には、税務上、一定の制限が設けられております。そのため、計画どおりに課税所得が発生しない場合、繰越欠損金の一部が利用できないこととなるため、通常の税率に基づく法人税等が課税されることになり、当期純利益やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

<株主に関するリスク>

(24)配当政策について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：軽）

当社は、創業以来配当を実施しておりません。株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現状では、持続的成長と事業拡大に向けた積極的な投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

(25)ベンチャーキャピタル等の組成する投資事業組合について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

2024年7月31日現在において、当社発行済株式総数18,836,700株のうち、計8,017,400株はベンチャーキャピタル等が組成した投資事業組合（以下「VC等」という。）が所有しており、VC等が保有する当社株式の発行済株式総数に対する割合は、42.6%という水準となっております。一般にVC等による未公開企業の株式所有目的は、株式公開後に売却しキャピタルゲインを得ることであることから、今後もVC等による所有株式の売却が予想されます。当該株式売却により、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

<その他のリスクについて>

(26)業績の季節変動に係るリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：軽）

当社は、売上高の一部について大企業向けにドローンの販売や受託開発サービスの提供を行っているため、多くの大企業等の決算月である3月に売上高が集中する傾向にあり、四半期会計期間毎の業績について、第3四半期会計期間の比重が高くなる傾向にあります。

第3四半期会計期間に比重が高くなる背景としては、当社の顧客企業の予算消化サイクルと連動していること、及びソリューション開発案件の完了時期が2月及び3月となるものが多く、かかる季節変動により、当社の経営成績の四半期毎の比較は当社の経営成績の推移を判断するための参考にはならない可能性があります。

なお、2023年7月期及び2024年7月期に係る当社売上高の四半期会計期間毎の推移は以下のとおりとなります。

	2023年7月期 第1四半期	2023年7月期 第2四半期	2023年7月期 第3四半期	2023年7月期 第4四半期
売上高（千円）	46,845	93,079	170,981	68,698

（注）上記の売上高は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくESネクスト有限責任監査法人の四半期レビューを受けたものではありません。

	2024年7月期 第1四半期	2024年7月期 第2四半期	2024年7月期 第3四半期	2024年7月期 第4四半期
売上高（千円）	73,472	191,770	344,279	205,785

（注）上記の第1四半期及び第2四半期の会計期間に係る売上高は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくESネクスト有限責任監査法人の四半期レビューを受けたものではありません。

(27)過年度における継続的な損失計上について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社は、過年度において、継続的な事業成長を図るため、新製品又は新技術の開発に係る研究開発費や積極的な人材採用等への投資、顧客基盤拡大のための広告宣伝活動を実施してきたことから、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおり、継続的な売上高拡大が図られたものの、創業以来営業赤字を継続して計上しております。

今後も更なる事業成長のために継続して研究開発活動や広告宣伝活動等を促進していく方針ですが、市場の拡大と共に、各サービスにおける案件の積上げによる売上高の伸長によって、粗利率の改善を図ってまいります。この点において、今後、複数年にわたり「中小企業イノベーション創出推進事業」に係る多額の研究開発費が計上されるため、その間は営業赤字となる見込みではありますが、当該研究開発費については補助金にて補填されることから、中期経営計画期間内では経常利益ベースでの黒字化を図っていく予定であります。なお、「(5) 国家プロジェクトに係る補助金・助成金収入について」に記載の通り、国家プロジェクトに係る研究開発費は先行して支出され、その後補助金を受領することから、国家プロジェクトに係る研究開発費と補助金収入を除くと経常赤字であっても、研究開発費が先行支出した期と補助金を受領する期が異なる場合には経常赤字となる可能性があります。

上記の点を踏まえても、当社が属する市場は新しい市場であることから、想定どおりに顧客開拓が進まない場合や当社事業に対する需要が想定どおりに集まらない場合、また、研究開発活動の効果が十分に得られない場合やコスト上昇等想定外の費用が生じた場合等には、計画どおりのタイミングで利益を上げることができず、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(28)事業歴が浅いことについて(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中)

当社は、2016年8月に設立されており、設立後の経過期間は8年程度と社歴の浅い会社であります。そのため、当社はIR・広報活動等を通じて積極的に経営状況を開示していく方針であります。当社の過年度の経営成績は期間比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。また、当社が提供しているサービスは、屋内狭小空間を主としたドローン事業と、狭小空間や暗所などで撮影された画像の3次元化など難易度の高いサービスであり、市場が未成熟で成長過程にあることから、今後も積極的な成長投資等により一定期間業績が安定しない可能性があります。

(29)訴訟について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：中)

当社は、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。

しかしながら、販売した機体の不具合や当社が提供するサービスの不備、顧客情報の漏洩等が発生した場合又は取引先との関係に何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における流動資産は1,356,408千円となり、前事業年度末に比べ510,323千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が452,572千円、売掛金が123,320千円、製品が19,285千円増加したものの、原材料及び貯蔵品が42,413千円、未収還付消費税等が41,212千円減少したことによるものであります。固定資産は160,983千円となり、前事業年度末に比べ67,236千円減少いたしました。これは主に、有形固定資産が65,937千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、1,517,392千円となり、前事業年度末に比べ443,086千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は359,072千円となり、前事業年度末に比べ156,267千円増加いたしました。これは主に、未払金が54,079千円、契約負債が40,968千円、未払費用が21,106千円増加したことによるものであります。固定負債は292,690千円となり、前事業年度末に比べ15,520千円減少いたしました。これは長期借入金が15,520千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、651,762千円となり、前事業年度末に比べ140,747千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は865,629千円となり、前事業年度末に比べ302,339千円増加いたしました。これは主に、第三者割当増資及び東京証券取引所グロース市場への上場に伴う増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ367,430千円増加したものの、当期純損失の計上により利益剰余金が437,972千円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は56.7%（前事業年度末は52.4%）となりました。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束とともに、経済活動は緩やかに回復する動きが見られたものの、世界的な金融引締めや原材料等物価上昇の影響による景気下振れのリスクにより、依然として先行き不透明な状況が継続しております。一方、コロナ禍の影響を受けた企業の省人化、省力化を企図したデジタル化・DX推進の流れは継続しており、当社が主なターゲットとするインフラ業界や建設業界においても、一定の需要が見込まれております。

また、国内ドローン市場を取り巻く環境は、地政学的リスクの高まりや不安定な世界情勢などから経済安全保障への関心が強くなっており、日本政府はドローンの調達にあたり、公共の安全と秩序維持等に支障の生じるおそれがある業務等に用いられるドローンの調達は、セキュリティが担保されたドローンに限定し、既に導入されているドローンについても速やかな置き換えを実施する方針を公表しております。そして、法制度においても、「レベル4」（有人地帯上空における目視外飛行）に関する航空法及び同施行規則等の改正が行われており、ドローンの社会実装に向けて今後もさらに市場が広がっていく見込みとなっております。

このような環境の中、インフラ業界のDXを進めるべく、屋内狭小空間におけるドローン点検の社会実装や、アナログ手法による設備点検・調査のデジタル化を推進してまいりました。

具体的な活動としては、2023年6月にリリースしたIBIS2や当事業年度より実施したBIM取組等の新プロダクト、新サービスのローンチ、令和6年能登半島地震への当社オペレーターの派遣、福島第一原子力発電所1号機原子炉格納容器の内部調査、パーソルクロステクノロジー株式会社との業務提携などがあります。その中でも、新プロダクト、新サービスに関しては、IBIS2の39セットの販売や、東京都に採択された「現場対話型スタートアップ協働プロジェクト」における東京都消防庁の施設のBIM取組などの実績が上がっております。

以上の活動の結果、当事業年度の経営成績は売上高815,308千円（前年同期比114.8%増）、営業損失440,786千円（前年同期は630,906千円の営業損失）、経常損失434,732千円（前年同期は635,861千円の経常損失）、当期純損失437,972千円（前年同期は641,105千円の当期純損失）となりました。

当事業年度の売上高は、ドローン事業が引き続き市場の成長と共に順調に推移したことに加え、IBIS2のローンチにより開始した機体販売が大きく寄与したこと、また、前事業年度より本格的に事業化したデジタルツイン事業もDX市場の成長と共に大きく伸長したことで、前事業年度と比べ大幅に増加いたしました。なお、当社はインフラDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、当社の販売実績を事業別に区分した売上高の状況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

事業別名称		前事業年度	当事業年度
		(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
ドローン事業	点検ソリューション	148,821	170,950
	プロダクト提供サービス	90,677	401,820
小計		239,498	572,770
デジタルツイン事業	データ処理・解析サービス	33,671	80,630
	デジタルツインプラットフォーム	10,020	32,865
小計		43,691	113,495
ソリューション開発事業		96,415	129,041
合計		379,604	815,308

(ドローン事業)

・点検ソリューション

点検ソリューションは、既存顧客の継続的な利用と新規顧客拡大を要因として、実績170,950千円(前年同期比14.9%増)と前事業年度に比べ22,128千円の増加となりました。

・プロダクト提供サービス

プロダクト提供サービスは、当事業年度より開始した機体販売売上高実績281,441千円、及びレンタル会員が順調に増加したことによるレンタルサービス売上高の増加を背景に、実績401,820千円(前年同期比343.1%増)と前事業年度に比べ311,143千円の増加となりました。

(デジタルツイン事業)

・データ処理・解析サービス

データ処理・解析サービスは、点検ソリューションの成長と共に点検ソリューションに紐づくデータ処理・解析の需要が多くあったこと、屋外ドローンをはじめとしたIBIS以外で取得した画像のデータ処理等の需要増やBIMサービスのローンチにより、実績80,630千円(前年同期比139.5%増)と前事業年度に比べ46,959千円の増加となりました。

・デジタルツインプラットフォーム

デジタルツインプラットフォームは、既存顧客の継続利用と新規顧客拡大によるライセンス数の増加により、実績32,865千円(前年同期比228.0%増)と前事業年度に比べ22,845千円の増加となりました。

(ソリューション開発事業)

ソリューション開発事業は、エンドユーザーが主にJR東日本グループとなるデジタルツイン関連の開発案件や、福島第一原子力発電所の原子炉調査案件等の受注により、実績129,041千円(前年同期比33.8%増)と前事業年度に比べ32,626千円の増加となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ452,572千円増加し、1,061,245千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、支出した資金は253,351千円(前年同期は637,967千円の支出)となりました。これは主に、税引前当期純損失434,732千円、売上債権の増加額122,949千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、支出した資金は9,158千円(前年同期は187,825千円の支出)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出6,818千円、無形固定資産の取得による支出2,340千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は715,082千円(前年同期は1,085,283千円の収入)となりました。これは、株式の発行による収入730,602千円、長期借入金の返済による支出115,520千円、長期借入れによる収入100,000千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度の生産実績は、次のとおりであります。なお、当社はインフラDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の生産実績の記載は省略しております。

セグメント名称	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	
	生産高(千円)	前年同期比(%)
インフラDX事業	67,426	-

(注) 当事業年度より製品の製造を開始しており、金額は、製品製造原価によっております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はインフラDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
インフラDX事業	815,308	114.8

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)		当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
CalTa株式会社	74,664	19.7	178,900	21.9
清水建設株式会社	52,954	14.0	2,324	0.3

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

主な当該内容については、「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べて435,703千円(114.8%)増加し、815,308千円となりました。これは主に、既存顧客の継続利用や新規顧客拡大等によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、前事業年度に比べて126,586千円(38.5%)増加し、455,418千円となりました。これは主に、売上高が増加したことによるものであります。当事業年度より開始した高付加価値の機体販売が順調に進捗したこと、及び点検ソリューションやデータ処理・解析サービスの案件に係る人件費やサーバー償却費等の固定費に比して、当該サービスの案件数が増加したことにより、売上総利益率が大幅に改善しております。この結果、売上総利益は359,889千円(前年同期比608.8%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べて118,996千円(17.5%)増加し、800,675千円となりました。これは主に、事業拡大に向けた人員増加及び研究開発により人件費が42,712千円増加、研究開発費が53,760千円増加したこと等によるものであります。この結果、営業損失は440,786千円(前事業年度は630,906千円の営業損失)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当事業年度の営業外収益は、前事業年度に比べて3,562千円(10.5%)減少し、30,462千円となりました。これは主に、補助金収入が2,255千円減少したことによるものであります。営業外費用は、前事業年度に比べて14,572千円(37.4%)減少し、24,408千円となりました。これは主に、上場関連費用の計上により10,646千円増加したものの、支払手数料が32,850千円減少したことによるものであります。この結果、経常損失は434,732千円(前事業年度は635,861千円の経常損失)となりました。

(特別利益、特別損失、税引前当期純損失)

当事業年度において、特別利益及び特別損失は発生しておりません。この結果、税引前当期純損失は434,732千円(前事業年度は639,205千円の税引前当期純損失)となりました。

(法人税等、当期純損失)

法人税等は3,240千円を計上したことにより前事業年度に比べて1,340千円(70.5%)増加しました。この結果、当期純損失は437,972千円(前事業年度は641,105千円の当期純損失)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。当社の主な資金需要は、ローン等開発のための研究開発費や販売費及び一般管理費等の事業費用であり、これら事業に必要な資金は手許資金で賄う方針であります。事業収益から得られる資金だけでなく、エクイティファイナンスや金融機関から必要な資金の獲得により調達しております。また、資金の流動性については、資金効率を考慮しながら、現金及び現金同等物で確保するよう図っております。現預金保有残高については、2024年7月期末における現金及び現金同等物が1,061,245千円であり、十分な流動性を確保しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりですが、当社においては、コアクライアントと当社の取引量を拡大することが、売上規模の拡大に寄与することから、コアクライアント数及びコアクライアント売上高を特に重視しております。

当該指標について、第8期のコアクライアント数は3グループとなっております。また、コアクライアントとの深耕により第8期におけるコアクライアント売上高は250,242千円となっております。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)
コアクライアント売上高	150,270	250,242

(注) コアクライアント売上高は、コアクライアント及びコアクライアントが構成している企業グループに対する売上高を当社が集計したものであります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 合併契約

契約締結先	内容	出資額	合併会社名	設立年月
JR東日本コンサルタンツ株式会社 JR東日本スタートアップ株式会社	狭小空間撮影・3D点群化事業及び設備や工事現場の自動巡回ドローン事業からなるドローン事業 デジタルツインソフトウェアを用いた製品又はサービスの企画、設計、開発、保守、運用及び提供 上記に付帯関連する一切の事業に関する合併事業に係る契約であります。	株式会社Liberaware(当社) 34,000千円 JR東日本コンサルタンツ株式会社 33,000千円 JR東日本スタートアップ株式会社 33,000千円	CaITa株式会社	2021年7月

(2) 点群処理サービスの利用許諾契約

相手先の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
CaITa株式会社	2022年6月1日	2022年6月1日から1年間 (期間満了1ヶ月前までに、CaITa及び当社いずれからも書面による異議がなされなかったときは、1年間更新される)	当社提供の点群処理サービスの利用許諾契約

6【研究開発活動】

当社は、特殊な環境に特化したドローン等のハードウェアや、他社が容易に獲得できない狭く、暗く、危険な環境の画像に係る3次元化や画像解析を可能とするソフトウェアの研究開発に取り組んでおります。

特に、当事業年度から開始したSBIR制度による研究開発案件3件、「警察庁の主導する「災害時に生き埋めになった生存者を迅速に捜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発」、国土交通省管轄の「建設施工・災害情報収集における高度化（省力化・自動化・脱炭素化）の技術開発・実証」、及び国土交通省管轄の「鉄道施設の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発・実証」に注力して研究開発活動を行っております。

当社のエンジニアは当事業年度末で26名（臨時雇用者を除く）となっており、上述の研究開発活動等に取り組んだ結果、当事業年度における研究開発費の総額は263,173千円（内、SBIR制度に係る研究開発費は141,588千円）となりました。

なお、当社はインフラDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施した設備投資（無形固定資産を含む）の総額は、9,158千円であります。その主なものは、バックアップ計測システムの購入やソフトウェアの購入であります。

なお、当社はインフラDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
また、重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社はインフラDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2024年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	建設仮勘定 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (千葉県千葉市中央区)	本社設備、ド ローン等	20,110	56,052	4,391	4,587	85,141	42 (14)
東京営業所 (東京都港区)	営業設備	6,712	807	-	-	7,520	10 (-)
データセンター (東京都目黒区)	サーバー等	-	24,880	-	623	25,503	- (-)

- (注) 1. 現在、休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
3. 建物は賃貸物件であり、年間賃借料は26,592千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な改修
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	68,000,000
計	68,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2024年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年10月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,836,700	18,836,700	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	18,836,700	18,836,700	-	-

(注) 当社は、2024年7月29日付で東京証券取引所グロース市場に上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2022年1月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 3
新株予約権の数(個)	1,125 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 112,500 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65 (注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2024年2月1日 至 2031年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65 資本組入額 32.5 (注)5、7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認をうけなければならない。(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年7月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、普通株式100株であります。ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当て基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記(注) 1.(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 会社が、(i)時価を下回る 1 株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る 1 株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が決定する金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第 2 号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数(ただし、当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。)から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式 1 株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について（注）4.に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記ただし書きにかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも新株予約権は行使できなくなるものとする。

新株予約権の行使は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされることを条件とする。また、新株予約権は、以下AからBまでの期間ごとに、以下AからBに掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。また、取締役会の決議により、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとする。

A 株式公開日と2024年2月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算し6ヶ月が経過するまでの期間は、割り当てを受けた新株予約権の数（以下「割当数」という。）の2分の1を上限として行使することができるものとする。

B 権利行使開始日から6ヶ月を経過した日以降は、割り当てられた新株予約権のすべてを行使することができる。

新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、相続人は、未行使の新株予約権を行使できない。

新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行われない。

4. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

(1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役

会社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合

権利者が行方不明（会社が新株予約権者名簿に記載された住所に郵送にて連絡しても合理的期間内に返答がない場合は行方不明と見做される。）となった場合

- (4) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (5) 会社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い
会社が組織再編成行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上表で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
7. 2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

当社は時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブ・プランを導入しております。

決議年月日	2022年6月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	「時価発行新株予約権信託設定契約」の受託者
新株予約権の数(個)	12,175 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,217,500 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2022年6月16日 至 2034年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	2023年9月29日受益者指定分 発行価格 120.05 資本組入額 60.03 (注)2、6 2024年5月31日受益者指定分 発行価格 120.05 資本組入額 60.03 (注)2、6 、 以外 発行価格 70.05 資本組入額 35.03 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認をうけなければならない。(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2024年7月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、5円で有償発行しております。

2. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式100株であります。なお、付与株式数は新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株当たり時価})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2023年7月期から2027年7月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、600百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役若しくは従業員又は顧問若しくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）2. (4)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）4.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記（注）2.（4）に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）3に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 当社の代表取締役関弘圭は、当社の企業価値の増大を図るため現在及び将来の当社又は当社の関係会社の役員若しくは顧問、業務委託先等の外部協力者（以下「受益候補者」という。）に対するインセンティブ・プランとして、2022年6月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年6月13日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託^①」（以下「本信託（第2回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第2回新株予約権）に対して、会社法に基づき2022年6月16日に第2回新株予約権（2022年6月10日開催臨時株主総会決議）を発行しております。

第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該第2回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第2回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	関 弘圭
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益候補者のうち、受益者指定日に受益者として確定したもの
信託契約日（信託期間開始日）	2022年6月13日
信託財産	第2回新株予約権 12,175個（2024年7月末現在当社普通株式1,217,500株相当）
信託期間満了日	受益者指定権が行使された日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とする。
分配のための基準	当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役及び従業員（以下「役員等」という。）においては人事評価の結果、職責その他の貢献や他部門の評価、今後の業績貢献の可能性及びすでに保有している無償新株予約権の保有数や普通株式保有数を勘案してポイントを付与する。 役員等への入社時の役職がその者の当社に対する貢献期待度を示すものとして、当該役員等の役職に応じてポイントを付与する。 受益候補者となる当社等の顧問及び業務委託先等の社外協力者は、業務実態が認められる者のうち、当社の評価委員会においてその貢献が認められた者にポイントを付与する。
交付先及び交付数の決定方法	当社の取締役及び監査役数名によって構成され、社外取締役及び社外監査役が過半数を占める「評価委員会」を開催し、別途定める新株予約権交付ガイドラインに基づき、役員等に対しポイントを付与する。その上で、取締役会（委託者である関弘圭を除く）を開催し、ポイントを参照して「交付個数」及び「受益者指定」に関する審議を行い、決定する。
交付ルールを定めた社内ルールの名称	新株予約権交付ガイドライン

6. 2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2023年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 6
新株予約権の数(個)	3,830 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 383,000 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120 (注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2025年11月2日 至 2033年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120 資本組入額 60 (注)5、7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認をうけなければならない。(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2024年7月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。ただし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当て基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記(注)1.(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

分割・併合の比率

- (2) 会社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が決定する金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{aligned}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数(ただし、当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。)から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) 上記2.(2)()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合に、上記2.(2)に基づく調整を行うか否かは会社の取締役会が決定するものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

3. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）4.に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記ただし書きにかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

本新株予約権の行使は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされることを条件とする。

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、相続人は、未行使の本新株予約権を行使できない。

本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行われない。

4. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
会社又は子会社の使用人

顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合

権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合

権利者が行方不明（会社が新株予約権者名簿に記載された住所に郵送にて連絡しても合理的期間内に返答がない場合は行方不明と見做される。）となった場合

- (4) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

- (5) 会社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）から、以下の内容に従った新たな新株予約権を、権利者に交付させる。但し、当該合併に係る合併契約書、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画書又は当該会社分割に係る分割契約書若しくは分割計画において、以下の定めがなされた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上表で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

7. 2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年9月11日 (注) 1	B種優先株式 40	普通株式 668 A1種優先株式 145 A2種優先株式 87 B種優先株式 40	50,000	147,420	50,000	144,420
2020年3月24日 (注) 2	B種優先株式 20	普通株式 668 A1種優先株式 145 A2種優先株式 87 B種優先株式 60	25,000	172,420	25,000	169,420
2020年3月25日 (注) 3	B種優先株式 5	普通株式 668 A1種優先株式 145 A2種優先株式 87 B種優先株式 65	6,250	178,670	6,250	175,670
2020年4月20日 (注) 4	B種優先株式 80	普通株式 668 A1種優先株式 145 A2種優先株式 87 B種優先株式 145	100,000	278,670	100,000	275,670

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年6月22日 (注)5	C種優先株式 8	普通株式 668 A1種優先株式 145 A2種優先株式 87 B種優先株式 145 C種優先株式 8	10,800	289,470	10,800	286,470
2021年6月25日 (注)6	C種優先株式 99	普通株式 668 A1種優先株式 145 A2種優先株式 87 B種優先株式 145 C種優先株式 107	133,650	423,120	133,650	420,120
2021年7月30日 (注)7	-	普通株式 668 A1種優先株式 145 A2種優先株式 87 B種優先株式 145 C種優先株式 107	323,120	100,000	320,120	100,000
2021年8月31日 (注)8	C種優先株式 45	普通株式 668 A1種優先株式 145 A2種優先株式 87 B種優先株式 145 C種優先株式 152	60,750	160,750	60,750	160,750
2021年12月4日 (注)9	普通株式 66,132 A1種優先株式 14,355 A2種優先株式 8,613 B種優先株式 14,355 C種優先株式 15,048	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200	-	160,750	-	160,750

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年1月31日 (注)10	D種優先株式 13,334	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 13,334	200,010	360,760	200,010	360,760
2022年7月30日 (注)11	-	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 13,334	260,760	100,000	-	360,760
2022年12月16日 (注)12	D種優先株式 1,000	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 14,334	15,000	115,000	15,000	375,760
2022年12月23日 (注)13	D種優先株式 1,000	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 15,334	15,000	130,000	15,000	390,760

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年1月20日 (注)14	D種優先株式 1,666	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 17,000	24,990	154,990	24,990	415,750
2023年2月24日 (注)15	D種優先株式 1,000	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 18,000	15,000	169,990	15,000	430,750
2023年3月27日 (注)16	D種優先株式 667	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 18,667	10,005	179,995	10,005	440,755
2023年5月31日 (注)17	D種優先株式 3,333	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 22,000	49,995	229,990	49,995	490,750

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年6月9日 (注)18	D種優先株式 667	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 22,667	10,005	239,995	10,005	500,755
2023年7月14日 (注)19	D種優先株式 12,000	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 34,667	180,000	419,995	180,000	680,755
2023年7月24日 (注)20	D種優先株式 1,666	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 36,333	24,990	444,985	24,990	705,745
2023年7月28日 (注)21	D種優先株式 7,000	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 43,333	105,000	549,985	105,000	810,745

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年7月31日 (注)22	-	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 43,333	454,995	94,990	-	810,745
2023年8月4日 (注)23	D種優先株式 1,667	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 45,000	25,005	119,995	25,005	835,750
2023年8月7日 (注)24	D種優先株式 6,667	普通株式 66,800 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 51,667	100,005	220,000	100,005	935,755
2024年4月11日 (注)25	普通株式 104,567 A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 51,667	普通株式 171,367	-	220,000	-	935,755
2024年4月12日 (注)26	普通株式 16,965,333	普通株式 17,136,700	-	220,000	-	935,755
2024年7月26日 (注)27	普通株式 1,700,000	普通株式 18,836,700	242,420	462,420	242,420	1,178,175

- (注) 1. 有償第三者割当増資 B種優先株式 40株
発行価格 1株につき2,500,000円
資本組入額 1株につき1,250,000円
割当先 価値共創ベンチャー2号有限責任事業組合
2. 有償第三者割当増資 B種優先株式 20株
発行価格 1株につき2,500,000円
資本組入額 1株につき1,250,000円
割当先 千葉道場ドローン部2号投資事業有限責任組合
3. 有償第三者割当増資 B種優先株式 5株
発行価格 1株につき2,500,000円
資本組入額 1株につき1,250,000円
割当先 価値共創ベンチャー2号有限責任事業組合
4. 有償第三者割当増資 B種優先株式 80株
発行価格 1株につき2,500,000円
資本組入額 1株につき1,250,000円
割当先 みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合
5. 有償第三者割当増資 C種優先株式 8株
発行価格 1株につき2,700,000円
資本組入額 1株につき1,350,000円
割当先 千葉道場ドローン部2号投資事業有限責任組合
6. 有償第三者割当増資 C種優先株式 99株
発行価格 1株につき2,700,000円
資本組入額 1株につき1,350,000円
割当先 みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合、BIG2号投資事業有限責任組合
7. 欠損填補を目的として、2021年7月30日付で実施した無償減資(減資割合76.4%)及びその他資本剰余金への振替によるものです。
8. 有償第三者割当増資 C種優先株式 45株
発行価格 1株につき2,700,000円
資本組入額 1株につき1,350,000円
割当先 凸版印刷株式会社(現 TOPPANホールディングス株式会社)、オリックス株式会社、セントラル警備保障株式会社
9. 2021年11月11日開催の臨時取締役会決議により、2021年12月4日付で普通株式、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべての株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりません。
10. 有償第三者割当増資 D種優先株式 13,334株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 千葉道場ドローン部2号投資事業有限責任組合、BIG2号投資事業有限責任組合
11. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2022年7月30日付で実施した無償減資(減資割合72.3%)及びその他資本剰余金への振替によるものです。

12. 有償第三者割当増資 D種優先株式 1,000株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 株式会社リバナスキュピタル
13. 有償第三者割当増資 D種優先株式 1,000株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 KOBASHI HOLDINGS株式会社
14. 有償第三者割当増資 D種優先株式 1,666株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 ひまわりG5号投資事業有限責任組合
15. 有償第三者割当増資 D種優先株式 1,000株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 セーフィーベンチャーズ株式会社
16. 有償第三者割当増資 D種優先株式 667株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 One ip PE2 有限責任事業組合
17. 有償第三者割当増資 D種優先株式 3,333株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 JR東日本スタートアップ株式会社
18. 有償第三者割当増資 D種優先株式 667株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 HOXIN株式会社
19. 有償第三者割当増資 D種優先株式 12,000株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号有限責任事業組合
20. 有償第三者割当増資 D種優先株式 1,666株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 肥銀ベンチャー2号投資事業有限責任組合
21. 有償第三者割当増資 D種優先株式 7,000株
発行価格 1株につき30,000円
資本組入額 1株につき15,000円
割当先 AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号有限責任事業組合
22. 欠損填補を目的として、2023年7月31日付で実施した無償減資（減資割合82.7%）及びその他資本剰余金への振替によるものです。

23. 有償第三者割当増資 D種優先株式 1,667株
 発行価格 1株につき30,000円
 資本組入額 1株につき15,000円
 割当先 ひょうご神戸スタートアップ投資事業有限責任組合、株式会社カシワバラ・コーポレーション
24. 有償第三者割当増資 D種優先株式 6,667株
 発行価格 1株につき30,000円
 資本組入額 1株につき15,000円
 割当先 BIG2号投資事業有限責任組合、AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号アルファ有限責任事業組合、AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号有限責任事業組合、三菱UFJキャピタル9号投資事業有限責任組合、STATION Ai Central Japan 1号投資事業有限責任組合
25. 普通株式への転換請求
 定款に基づきA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得条項を行使したことにより、2024年4月11日付で、A1種優先株式14,500株、A2種優先株式8,700株、B種優先株式14,500株、C種優先株式15,200株及びD種優先株式51,667株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を104,567株交付しております。また、2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年4月11日で自己株式として保有するA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
26. 2024年4月11日開催の臨時取締役会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
27. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
 発行価格 310円
 引受価額 285.2円
 資本組入額 142.6円
 払込金総額 484,840千円
28. 2024年10月30日開催の定時株主総会において、資本金452,420千円及び資本準備金686,174千円を減少し、欠損填補することを決議しております。

(5) 【所有者別状況】

2024年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	16	31	21	8	2,424	2,503	-
所有株式数（単元）	-	969	2,672	32,844	652	27	151,203	188,367	-
所有株式数の割合（%）	-	0.51	1.42	17.44	0.35	0.01	80.27	100	-

(6) 【大株主の状況】

2024年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
関 弘圭	千葉県船橋市	3,446,000	18.29
AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号有限責任事業組合	東京都中央区日本橋兜町6番5号	2,100,000	11.14
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	1,883,600	9.99
BIG2号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目3番32号	1,640,900	8.71
和田 哲也	東京都江戸川区	980,000	5.20
千葉道場ドローン部1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	973,000	5.16
みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合	京都府京都市左京区吉田本町36番地1	686,000	3.64
AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号アルファ有限責任事業組合	東京都中央区日本橋兜町6番5号	643,700	3.41
野平 幸佑	千葉県千葉市中央区	640,000	3.39
千葉道場ドローン部2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	529,200	2.80
計	-	13,522,400	71.78

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
2. 前事業年度末において、主要株主であったBIG2号投資事業有限責任組合は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,836,700	188,367	「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	18,836,700	-	-
総株主の議決権	-	188,367	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 51,667	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 2024年3月19日開催の取締役会決議により、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき、2024年4月11日付で自己株式として取得し、その対価としてA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、2024年3月19日開催の取締役会決議により2024年4月11日付で会社法第178条に基づき消却しております。なお、当社は、2024年4月11日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2024年4月11日開催の臨時取締役会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は株式分割前の「株式数」で記載しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	A1種優先株式 14,500 A2種優先株式 8,700 B種優先株式 14,500 C種優先株式 15,200 D種優先株式 51,667	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式	-	-	-	-

(注) 1. 2024年3月19日開催の取締役会決議により、2024年4月11日付でA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを消却しております。

2. 2024年4月11日開催の臨時取締役会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は株式分割前の「株式数」で記載しております。

3【配当政策】

当社は、事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

当面の間は、将来にわたる企業価値向上のために内部留保の充実及び業容拡大のための先行的な投資を優先していきますが、将来的には、経営成績及び財務状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては、現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は、「取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

・コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

このため、企業倫理の醸成と法令順守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。また、全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行ってまいります。

・企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考慮しており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。

(取締役会)

取締役会は、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、本書提出日現在、取締役6名(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の職務執行の状況を監督しております。

なお、取締役会の構成員の役職は以下のとおりであります。

議長：代表取締役 関弘主

構成員：取締役 林昂平、取締役 内田太郎、取締役 市川純也、取締役 和田哲也、社外取締役 守屋実

(監査役会)

監査役会による監査は、常勤監査役1名を中心に、他の監査役2名と適切な業務分担を図った上で、取締役会及びその他重要な会議への出席、代表取締役及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を不足なく監督できる体制を確保しております。

監査役会は、本書提出日現在、常勤の監査役1名を含む3名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図ることとしております。

なお、監査役会の構成員の役職は以下のとおりであります。

議長：社外監査役 人見茂樹

構成員：社外監査役 青木良三、社外監査役 井上俊介

(経営会議)

経営会議は、経営に係る最高の審議機関であり、当社の経営方針及び経営戦略、その他経営に関する重要事項における審議・報告機関として機能しており、代表取締役、業務執行取締役、常勤監査役、執行役員及び部門長から構成されております。

経営会議は、原則として月1回開催されるほか、必要に応じて臨時開催することとしており、迅速な意思決定を図るようにしております。

(リスク・コンプライアンス委員会)

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を中心とし、業務執行取締役、執行役員、部門長、内部監査担当及び常勤監査役から構成されております。

リスク・コンプライアンス委員会は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、コンプライアンスは当社にて重要であると認識していることから、「リスク・コンプライアンス規程」にて、当社としてのコンプライアンスの方針、体制、運用方法等を定めた上で、リスク・コンプライアンス委員会を原則として3ヶ月に1回開催しております。

(内部監査)

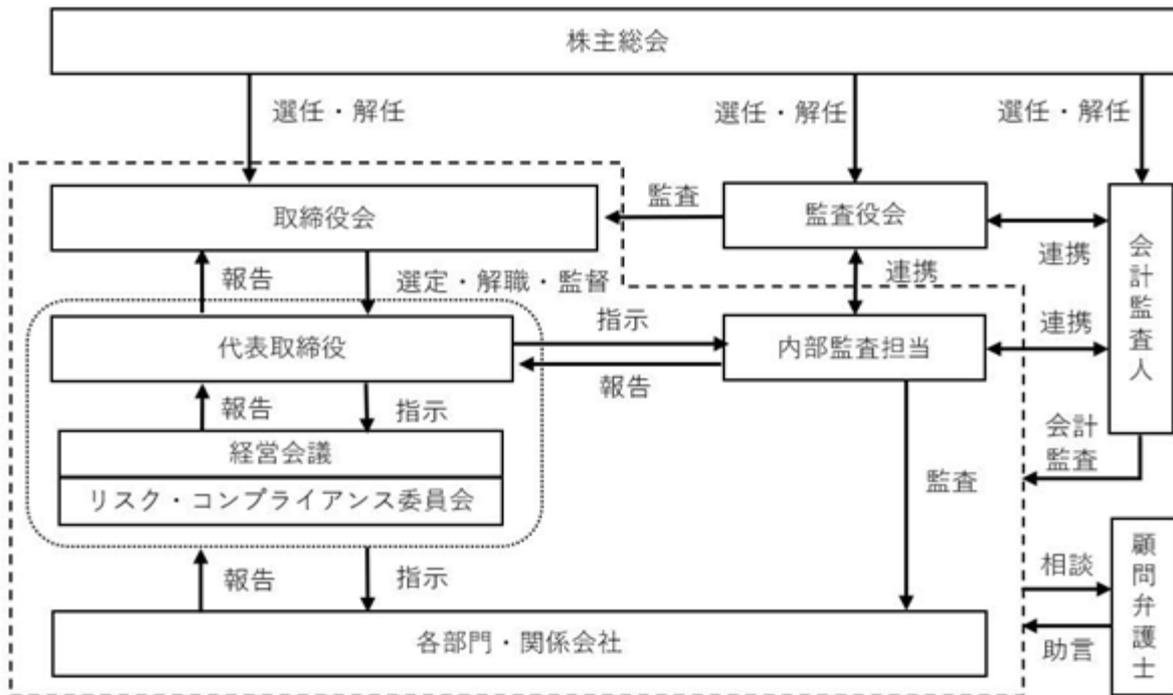
当社の業務が、法令、定款及び諸規程に準拠し、適法・適正かつ効率的に運用されているか及び財産の実態を監査し、不正及び業務上発生する過誤等を防止するとともに、経営の合理化及び能率の増進に資することを目的として代表取締役直轄の内部監査担当を2名選任しており、全部門をカバーするように内部監査を実施しております。内部監査担当は、代表取締役に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査担当と監査役会、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるために、適宜情報交換を行っており、実効的かつ効率的な監査に努めております。

(会計監査人)

当社は、ESネクスト有責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

・当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況



・企業統治に関するその他の事項

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用をしております。

(内部統制システムの整備の状況)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的としたコンプライアンスに関する規程を制定し、法令、定款、社内規程等に則った業務執行を行う。
- (2) 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- (3) 内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- (4) 会社規程集(定款を含む)を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文書その他の情報は、文書保管管理規程、情報セキュリティ管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク・コンプライアンス規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
- (2) 各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
- (3) 内部監査担当による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
- (2) 各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、業務執行状況を定期的に取締役会に報告する。
- (3) 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- (4) 業務執行取締役、常勤監査役、執行役員、部門長並びに議題に関与する者による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

6. 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
- (2) 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

8. 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
- (2) 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
- (3) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
- (4) 前3項の報告を行った者に対し、内部通報規程に基づき、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

9. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
- (2) 内部監査担当、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当を中心とした評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役役に報告する。
- (4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

12. 当会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営について管理部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
- (2) 管理部及び内部監査担当が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
- (3) 子会社の取締役、監査役を当会社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などに付き、監視・監督又は監査を行う。
- (4) 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記(1)から(3)において認識した重要事項に関して、当会社の取締役会、監査役会等に報告する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を定めております。また、当会社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、「暴追センター」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万一に備えた体制整備に努めております。

・取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

・責任限定契約の概要

当社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。

・役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに管理職従業員（以下「役員等」という。）を被保険者とする会社役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。その概要は、役員等がその地位に基づいて遂行する会社の職務または業務に関し、損害賠償請求がなされたことにより被る損害を保険者が填補するものです。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険の保険料はすべて当社が負担しております。

・取締役の定款

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

・中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

・取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を21回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
代表取締役	関 弘圭	21回 / 21回 (100%)
取締役 技術開発部長	和田 哲也	21回 / 21回 (100%)
取締役CFO	内田 太郎	21回 / 21回 (100%)
取締役	林 昂平(注)1	18回 / 18回 (100%)
取締役	何 鋭(注)2	3回 / 3回 (100%)
取締役	富田 竜太郎(注)3	4回 / 4回 (100%)
取締役	大前 創希(注)4	7回 / 7回 (100%)
取締役	守屋 実	21回 / 21回 (100%)

(注) 1 . 2023年10月30日開催の定時株主総会において取締役に選任されて以降の回数を記載しております。

2 . 何鋭は2023年10月29日をもって取締役に辞任しております。

3 . 富田竜太郎は2023年10月31日をもって取締役に辞任しております。

4 . 大前創希は2023年12月31日をもって取締役に辞任しております。

取締役会における具体的な検討内容として、月次決算の状況の確認・分析、年度予算・中期経営計画の策定、内部統制に関する事項、組織変更及び人事異動に関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する事項、企業運営に関する事項等について検討しております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	関 弘圭	1985年6月26日	2013年4月 国立大学法人千葉大学 特別研究員 2016年8月 当社設立 代表取締役就任(現任) 2021年6月 CalTa株式会社 社外取締役就任(現任)	(注)3	3,446,000
取締役	林 昂平	1985年9月1日	2009年4月 新日本製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社) 入社 2011年12月 東レ株式会社 入社 2020年1月 ラクスル株式会社 入社 2021年5月 当社入社 2022年9月 当社DX事業部長就任 2023年5月 当社執行役員DX事業部長就任 2023年10月 当社取締役DX事業部長就任 2024年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	20,000
取締役	内田 太郎	1986年9月3日	2009年4月 オリックス株式会社 入社 2019年4月 DRONE FUND株式会社 出向 2021年10月 当社出向 CFO就任 2022年8月 当社入社 CFO就任 2022年11月 当社取締役CFO就任 2024年10月 当社取締役就任(現任)	(注)3	30,000
取締役CFO	市川 純也	1979年12月31日	2007年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2013年1月 公認会計士登録 2019年4月 株式会社FUNDBOOK(現 株式会社fundbook)入社 2021年12月 当社入社 管理部長就任 2023年9月 当社執行役員管理部長就任 2024年10月 当社取締役CFO管理部長就任(現任)	(注)4	72,000
取締役 技術開発部長	和田 哲也	1987年9月15日	2015年1月 株式会社自律制御システム研究所(現 株式会社ACSL) 入社 2016年8月 当社設立 取締役就任 2017年8月 当社取締役管理部長就任 2019年8月 当社取締役CFO就任 2021年10月 当社取締役技術開発部長就任(現任)	(注)3	980,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	守屋 実	1969年 5月 1日	1992年 4月 ミスミ株式会社（現 株式会社ミスミグループ） 入社 2002年 8月 株式会社エムアウト 取締役就任 2010年 9月 株式会社守屋実事務所 代表取締役就任（現任） 2010年 9月 ケアプロ株式会社 取締役副社長就任 2011年 4月 ラクスル株式会社 取締役副社長就任 2015年 4月 株式会社サウンドファン 取締役就任 2015年10月 AμB株式会社 取締役就任 2015年10月 株式会社SEEDATA 社外取締役就任 2016年11月 プティックス株式会社 取締役就任 2017年11月 メディカルケアデザイン株式会社（現 シンクヘルスケア株式会社） 代表取締役就任 2017年12月 株式会社日本クラウドキャピタル（現 株式会社FUNDINNO） 社外取締役就任（現任） 2018年 4月 株式会社テックフィード 社外取締役就任 2018年 6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 取締役就任 2018年 6月 株式会社セルム 社外取締役就任 2019年 8月 株式会社日本農業 社外取締役就任（現任） 2020年 9月 株式会社ガラバゴス 社外取締役就任（現任） 2022年 9月 当社社外取締役就任（現任） 2022年11月 VALT JAPAN株式会社 社外取締役就任（現任） 2023年 2月 ドクターメイト株式会社 社外取締役就任（現任） 2024年 6月 株式会社トヨコー 社外取締役就任（現任）	(注) 3	-
常勤監査役	人見 茂樹	1963年10月16日	1987年 9月 東京CPA会計学院 入社 1988年 9月 青山監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人） 入所 1991年 3月 公認会計士登録 1995年 8月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2000年 4月 株式会社モバイルステーション・ドットコム 入社 2001年 4月 株式会社武富士（現 株式会社日本保証） 入社 2004年 6月 同社執行役員就任 2005年10月 株式会社クロス・マーケティング入社 取締役副社長就任 2010年 8月 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント 監査役就任 2011年 3月 株式会社クロス・マーケティング 取締役CFO就任 2011年12月 株式会社クロス・コミュニケーション 監査役就任 2012年 2月 Cross Marketing China Inc. 監事就任 2013年 6月 株式会社クロス・マーケティンググループ 取締役CFO就任 2022年11月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	青木 良三	1958年 9月 7日	1981年 4月 日本電気株式会社 入社 2006年 4月 同社東北支社長就任 2006年 4月 NECソフトウェア東北株式会社(現 NECソリューションイノベータ株式 会社) 取締役就任 2008年 3月 テクノ・マインド株式会社 取締役 就任 2012年 4月 NECキャピタルソリューション株式 会社 執行役員常務付営業主幹就任 2013年 4月 同社執行役員就任 2013年 4月 電子債権アクセプタンス株式会社 取締役就任 2013年 6月 NECキャピタルソリューション株式 会社 取締役執行役員就任 2014年 4月 同社取締役執行役員常務就任 2015年 3月 電子債権アクセプタンス株式会社 取締役就任 2017年 6月 NECキャピタルソリューション株式 会社 代表取締役執行役員常務就任 2020年 6月 同社顧問就任 2021年 3月 当社社外監査役就任(現任) 2021年 6月 NECキャピタルソリューション株式 会社 エグゼクティブアドバイザー 就任	(注) 5	-
監査役	井上 俊介	1982年 8月 27日	2009年12月 弁護士登録 2009年12月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2012年 9月 フレッシュフィールズブルックハウ スデリンガー法律事務所 入所 2016年11月 日比谷中田法律事務所 入所 2020年 1月 同所パートナー就任(現任) 2022年 7月 認定NPO法人3keys 理事就任(現 任) 2023年10月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 5	-
計					4,548,000

(注) 1. 取締役 守屋実は、社外取締役であります。

2. 監査役 人見茂樹、青木良三及び井上俊介は、社外監査役であります。

3. 2024年 4月11日開催の臨時株主総会の終結の時から、2025年 7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2024年10月30日開催の定時株主総会の終結の時から、2025年 7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 2024年 4月11日開催の臨時株主総会の終結の時から、2027年 7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、CHRO 小山浩平であります。

社外役員の状況

当社の取締役6名のうち、守屋実は社外取締役であります。

守屋実は、大手企業において役員として経営に携わるとともに、複数の企業において取締役、監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益かつ確かな提言・助言が期待できることから、当社の企業価値向上に寄与しているものと判断し、独立取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的關係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の監査役は3名ともに社外監査役であります。

人見茂樹は、公認会計士としての経験及び知識に基づき財務及び会計に対する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的關係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

青木良三は、大手企業の取締役として企業運営に関与してきており、豊富な経験及び知識に基づき企業運営やコーポレートガバナンスに関する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いた

だけのものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

井上俊介は、弁護士としての経験及び知識に基づき法務に関する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、内部監査担当及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合せを行い、相互連携を図り情報交換を行うことで、ガバナンスの強化、監査の効率性及び実効性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、2023年10月30日開催の定時株主総会において、監査役会設置会社への移行を内容とする定款変更議案が決議されたことに伴い、同日付で監査役会設置会社に移行しております。

監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されており、3名はいずれも社外監査役であります。

常勤監査役の人見茂樹は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

月1回の定時の開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討、監査役相互の情報共有等、監査に関する重要事項についての報告、協議を行っております。

各監査役は、毎期策定される監査計画に基づき取締役会等の重要な会議へ出席し、経営方針やガバナンス上の課題について意見交換し、必要に応じ取締役に対し提言を行っております。

常勤監査役は、上記のほか、社内の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役又は使用人への業務執行状況の聴取などを通じて経営管理状況の把握に努めております。

非常勤監査役は、取締役会の出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

当事業年度においては、監査役協議会及び2023年10月の監査役会設置会社移行後は監査役会を合計19回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
人見 茂樹	19回	19回(注)1
青木 良三	19回	19回(注)1
井上 俊介(注)2	16回	16回

(注)1. 監査役協議会への出席3回を含んでおります。

2. 2023年10月30日開催の定時株主総会において監査役に選任されて以降の回数を記載しております。

監査役会における具体的な検討内容として、法令又は定款の定めるところに従い、取締役の職務の執行状況を厳正かつ公正に監査するとともに、経営計画の遂行状況及び内部統制の運用状況を重点的に監査しております。

また、常勤監査役は内部監査担当及び会計監査人との定期的な情報交換会を実施し、監査役会において非常勤監査役との共有や意見交換を行い、実効性のある三様監査を実施しております。

内部監査の状況

当社では、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当が内部監査規程および内部監査計画に基づき、各部門の業務に対し、内部監査を実施しております。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、代表取締役が主体的に関与しております。

内部監査の実効性を確保するための取り組みとしては、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査の内容の確認、改善状況の確認等について情報交換を行うことで効率的、効果的な監査を実施しております。また、監査結果を代表取締役および監査役会に直接報告し、必要に応じて取締役会への直接報告を行っております。被監査部門に対しては監査結果に基づく改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより内部監査の実効性を担保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 鈴木 数馬

指定有限責任社員 梅津 一哲

c. 継続監査期間

3年間

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者10名、その他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定にあたり、監査実績や品質管理体制、独立性及び専門性、事業分野への理解度、監査報酬の妥当性等を総合的に判断し、選定することとしており、当該方針に基づき適任であると判断したため、当該監査法人を選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、ESネクスト有限責任監査法人に対して、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応指針」並びに「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等の観点から、ESネクスト有限責任監査法人に対する評価を行った結果、同法人による会計監査は適格であると判断しております。

監査報酬の内容

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
15,000	-	20,000	2,000

(注) 当事業年度の当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査時間等を勘案し、双方協議のうえ監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

当社の取締役の金銭報酬の額は、2023年10月30日開催の第7回定時株主総会において、年額50百万円以内（使用人分は含まず）と決議しております。また、監査役の報酬限度額は、2022年10月28日開催の第6回定時株主総会において年額15百万円と決議しております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて一任を受けた代表取締役である関弘圭が、各取締役の職務、責任及び実績等を勘案して決定することとしております。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ担当職務、貢献度等から各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、職責の範囲等を総合的に勘案し、監査役会にて監査役の協議及び決議により決定することとしております。また、非金銭報酬等であるストックオプションは、当社の業績、役員個々の功績及び当社の中長期的な企業価値向上への貢献期待値等を総合的に勘案し決定しております。

役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動型報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役(社外 取締役を除く)	37,822	36,948	-	-	874	5
監査役(社外 監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	13,512	13,200	-	-	312	4

(注) 1. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

2. 上記には、2023年10月30日付で辞任により退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役2名が除かれております。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年8月1日から2024年7月31日まで）の財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	608,673	1,061,245
売掛金	17,426	140,746
契約資産	4,031	3,726
製品	13,880	33,166
仕掛品	15,260	13,328
原材料及び貯蔵品	106,583	64,169
前払金	16,960	12,144
前払費用	21,048	26,590
未収還付消費税等	41,212	-
その他	1,173	1,826
貸倒引当金	165	536
流動資産合計	846,084	1,356,408
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	29,366	26,822
工具、器具及び備品(純額)	103,785	81,740
建設仮勘定	45,740	4,391
有形固定資産合計	178,891	112,954
無形固定資産		
ソフトウェア	4,895	5,210
無形固定資産合計	4,895	5,210
投資その他の資産		
関係会社株式	34,000	34,000
長期前払費用	3,021	1,416
その他	7,411	7,402
投資その他の資産合計	44,432	42,818
固定資産合計	228,220	160,983
資産合計	1,074,305	1,517,392

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	37	7,452
1年内返済予定の長期借入金	77,520	77,520
未払金	37,325	91,404
未払費用	60,879	81,986
未払法人税等	1,900	13,309
契約負債	21,637	62,605
預り金	3,259	4,766
前受収益	245	-
その他	-	20,027
流動負債合計	202,804	359,072
固定負債		
長期借入金	308,210	292,690
固定負債合計	308,210	292,690
負債合計	511,014	651,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	94,990	462,420
資本剰余金		
資本準備金	810,745	1,178,175
その他資本剰余金	358,116	358,116
資本剰余金合計	1,168,861	1,536,291
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	700,621	1,138,594
利益剰余金合計	700,621	1,138,594
株主資本合計	563,229	860,116
新株予約権	60	5,512
純資産合計	563,290	865,629
負債純資産合計	1,074,305	1,517,392

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
売上高	1, 2 379,604	1, 2 815,308
売上原価	328,832	455,418
売上総利益	50,772	359,889
販売費及び一般管理費	3, 4 681,679	3, 4 800,675
営業損失()	630,906	440,786
営業外収益		
受取利息	2	4
補助金収入	30,000	27,744
その他	4,022	2,714
営業外収益合計	34,025	30,462
営業外費用		
支払利息	2,979	5,810
株式交付費	3,151	7,951
支払手数料	32,850	-
上場関連費用	-	10,646
営業外費用合計	38,981	24,408
経常損失()	635,861	434,732
特別損失		
減損損失	5 3,343	-
特別損失合計	3,343	-
税引前当期純損失()	639,205	434,732
法人税、住民税及び事業税	1,900	3,240
法人税等合計	1,900	3,240
当期純損失()	641,105	437,972

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)		当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
サービス売上原価	1				
労務費		82,221		126,301	
経費		244,876		275,716	
小計		327,098		402,018	
期首仕掛品棚卸高		-		-	
合計		327,098		402,018	
期末仕掛品棚卸高		-		2,296	
サービス売上原価		327,098	99.5	399,721	87.8
製品売上原価	2				
期首製品棚卸高		-		13,880	
当期製品製造原価		-		67,426	
他勘定受入高		13,880		11,556	
合計		13,880		92,863	
期末製品棚卸高		13,880		33,166	
他勘定振替高		-		4,000	
製品売上原価	3	-	-	55,697	12.2
商品売上原価					
期首商品棚卸高		-		-	
当期商品仕入高		1,733		-	
合計		1,733		-	
期末商品棚卸高		-		-	
商品売上原価		1,733	0.5	-	-
売上原価		328,832	100.0	455,418	100.0

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	65,684	64,287
減価償却費	62,002	59,516
消耗品費	38,208	58,287
外注加工費	18,600	6,569

2 他勘定受入高の内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
固定資産からの受入高	13,880	11,556
合計	13,880	11,556

3 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
固定資産への振替高	-	4,000
合計	-	4,000

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)		当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	
		金額（千円）	構成比 （％）	金額（千円）	構成比 （％）
材料費	1	-	-	49,080	98.8
労務費		-	-	573	1.2
当期総製造費用		-	-	49,654	100.0
期首仕掛品棚卸高		-	-	15,260	
他勘定受入高		-	-	17,309	
合計		-	-	82,224	
期末仕掛品棚卸高		-	-	11,032	
他勘定振替高	2	-	-	3,765	
当期製品製造原価		-	-	67,426	

(注) 当社は、当事業年度より製品の製造を開始したことに伴い、製品に係る原価計算を行っております。

1 他勘定受入高の内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
固定資産からの受入高	-	17,309
合計	-	17,309

2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
固定資産への振替高	-	3,295
原材料への振替高	-	470
合計	-	3,765

原価計算の方法

当社の原価計算の方法は個別原価計算であり、一部の製品については予定原価を適用し、原価差額は調整計算を行っております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100,000	360,760	358,116	718,876	514,510	514,510	304,365
当期変動額							
新株の発行	449,985	449,985		449,985			899,970
減資	454,995		454,995	454,995			-
欠損填補			454,995	454,995	454,995	454,995	-
当期純損失（ ）					641,105	641,105	641,105
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							-
当期変動額合計	5,010	449,985	-	449,985	186,110	186,110	258,864
当期末残高	94,990	810,745	358,116	1,168,861	700,621	700,621	563,229

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	60	304,426
当期変動額		
新株の発行		899,970
減資		-
欠損填補		-
当期純損失（ ）		641,105
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	-	258,864
当期末残高	60	563,290

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	94,990	810,745	358,116	1,168,861	700,621	700,621	563,229
当期変動額							
新株の発行	367,430	367,430		367,430			734,860
減資							-
欠損填補							-
当期純損失（ ）					437,972	437,972	437,972
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							-
当期変動額合計	367,430	367,430	-	367,430	437,972	437,972	296,887
当期末残高	462,420	1,178,175	358,116	1,536,291	1,138,594	1,138,594	860,116

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	60	563,290
当期変動額		
新株の発行		734,860
減資		-
欠損填補		-
当期純損失（ ）		437,972
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	5,452	5,452
当期変動額合計	5,452	302,339
当期末残高	5,512	865,629

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	639,205	434,732
減価償却費	66,272	64,160
減損損失	3,343	-
受取利息	2	4
支払利息	2,979	5,810
補助金収入	30,000	27,744
売上債権の増減額(は増加)	6,211	122,949
契約資産の増減額(は増加)	15,190	304
棚卸資産の増減額(は増加)	2 89,429	2 25,059
前払金の増減額(は増加)	6,844	4,815
未収消費税等の増減額(は増加)	19,039	41,212
仕入債務の増減額(は減少)	3,669	7,414
契約負債の増減額(は減少)	7,679	40,968
未払金の増減額(は減少)	314	42,270
未払費用の増減額(は減少)	8,804	21,106
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	-	10,068
その他の資産の増減額(は増加)	7,939	4,221
その他の負債の増減額(は減少)	2,167	22,026
その他	25,602	31,401
小計	664,200	273,030
利息の受取額	2	4
利息の支払額	3,431	6,169
補助金の受取額	30,000	27,744
法人税等の支払額	338	1,900
法人税等の還付額	0	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	637,967	253,351
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	187,056	6,818
無形固定資産の取得による支出	769	2,340
投資活動によるキャッシュ・フロー	187,825	9,158
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	193,000	100,000
長期借入金の返済による支出	5,270	115,520
株式の発行による収入	897,553	730,602
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,085,283	715,082
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	259,490	452,572
現金及び現金同等物の期首残高	349,183	608,673
現金及び現金同等物の期末残高	1 608,673	1 1,061,245

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 原材料及び貯蔵品

主に総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は点検ソリューション、プロダクト提供サービス(機体販売・レンタルサービス)、データ処理・解析サービス、デジタルツインプラットフォーム及びソリューション開発などのサービス提供を主な事業としております。

点検ソリューション、プロダクト提供サービス(機体販売)及びデータ処理・解析サービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。顧客からの要請に応じた都度の契約は、当該サービス提供が完了したときに履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。プロダクト提供サービス(機体販売)について、機体販売及び修理サービス等の複数の財又はサービスが含まれる取引においては、その契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しております。各履行義務への取引価格の配分は、約束した財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。なお、独立販売価格を直接観察できない場合には、当該財又はサービスの履行義務を充足するために発生するコストに利益相当額を加算するアプローチにより算定された独立販売価格に基づき、取引価格の配分を行っております。

プロダクト提供サービス(レンタルサービス)及びデジタルツインプラットフォームは、一定期間の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。一定期間の契約は、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

ソリューション開発は、開発業務の受託契約であり、当該契約に基づく成果物の納品について履行義務を認識しております。開発業務の受託契約は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しており、発生した原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、発生した原価に基づくインプット法（原価比例法）により進捗度を見積り、収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

固定資産の減損

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	178,891	112,954
無形固定資産	4,895	5,210
投資その他の資産	4,606	2,276
減損損失	3,343	-

（注）投資その他の資産については、減損会計の対象となる金額を記載しております。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、減損会計の適用にあたり、事業用資産については概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

なお、当事業年度においては、営業損益が継続してマイナスであることにより減損の兆候があると判断した資産グループについて、減損損失の認識の判定を行った結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

主要な仮定

減損損失の認識の判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来のサービス種類別の販売数量及び販売単価であり、過年度の実績や類似企業の販売動向等をもとに将来の変動要因を加味したものにより算定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合や将来の経済状況の変動等が生じた場合には、翌事業年度の財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「助成金収入」に含めていた「補助金収入」は、表示の明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より独立掲記することとしております。また、前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「株式交付費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「助成金収入」に表示していた33,000千円及び「その他」に表示していた1,022千円は、「補助金収入」30,000千円及び「その他」4,022千円として組み替えております。また、「営業外費用」の「その他」に表示していた3,151千円は、「株式交付費」3,151千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

損益計算書の表示方法の変更を反映させるため、前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「助成金収入」33,000千円は、「補助金収入」30,000千円に変更しております。それに伴い、小計以下の該当科目の受取額も上記に合わせて変更しております。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	108,379千円	159,041千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
関係会社への売上高	74,664千円	178,900千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5%、当事業年度3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度95%、当事業年度97%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
給与手当	156,617千円	169,954千円
減価償却費	4,270	4,644
研究開発費	209,412	263,173

4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
	209,412千円	263,173千円

5 減損損失

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
千葉県千葉市中央区	遊休資産	工具、器具及び備品

当社は、原則として、事業用資産については概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度においては、ドローン関連設備のうち、将来の使用が見込まれていない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,343千円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、売却見込価額から処分費用を控除した金額をもって算定することとしていますが、将来の売却が困難な資産については、零としております。

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	66,800	-	-	66,800
A1種優先株式	14,500	-	-	14,500
A2種優先株式	8,700	-	-	8,700
B種優先株式	14,500	-	-	14,500
C種優先株式	15,200	-	-	15,200
D種優先株式(注)	13,334	29,999	-	43,333
合計	133,034	29,999	-	163,033

(注) D種優先株式の株式数の増加29,999株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 第1回新株予約権	-	-	-	-	-	
	ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	-	-	-	-	60	
	合計	-	-	-	-	60	

(注) スtock・オプションとしての第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	66,800	18,769,900	-	18,836,700
A1種優先株式(注)3	14,500	-	14,500	-
A2種優先株式(注)3	8,700	-	8,700	-
B種優先株式(注)3	14,500	-	14,500	-
C種優先株式(注)3	15,200	-	15,200	-
D種優先株式(注)2、3	43,333	8,334	51,667	-
合計	163,033	18,778,234	104,567	18,836,700

(注)1．普通株式の株式数の増加18,769,900株は、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき、2024年4月11日付で自己株式として取得し、その対価としてA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付したことによる増加104,567株、株式分割による増加16,965,333株並びに公募による新株の発行1,700,000株であります。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、2024年4月11日付で会社法第178条に基づき消却しております。

2．D種優先株式の株式数の増加8,334株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	5,512
	ストック・オプションとしての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	5,512

(注)ストック・オプションとしての第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
現金及び預金勘定	608,673千円	1,061,245千円
現金及び現金同等物	608,673	1,061,245

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
保有目的変更による固定資産から棚卸資産 への振替額	13,880千円	28,865千円
保有目的変更による棚卸資産から固定資産 への振替額	- 千円	7,295千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行う方針であります。資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を増資や銀行借入等により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金については、支払金利の変動リスクを回避するため主に固定金利を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金収支計画を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金(2)	5,826	5,822	4
資産計	5,826	5,822	4
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	385,730	379,525	6,204
負債計	385,730	379,525	6,204

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収還付消費税等」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「敷金」については、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物における原状回復費用見込額）の未償却残高を控除しております。
- (3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
関係会社株式	34,000

当事業年度（2024年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金(2)	6,542	6,463	78
資産計	6,542	6,463	78
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	370,210	359,599	10,610
負債計	370,210	359,599	10,610

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「敷金」については、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物における原状回復費用見込額）の未償却残高を控除しております。
- (3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
関係会社株式	34,000

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2023年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	608,673	-	-	-
売掛金	17,426	-	-	-
未収還付消費税等	41,212	-	-	-
敷金	3,205	2,621	-	-
合計	670,517	2,621	-	-

当事業年度 (2024年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,061,245	-	-	-
売掛金	140,746	-	-	-
敷金	-	6,542	-	-
合計	1,201,991	6,542	-	-

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2023年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	77,520	77,520	77,520	76,498	26,952	49,720
合計	77,520	77,520	77,520	76,498	26,952	49,720

当事業年度 (2024年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	77,520	80,840	92,210	34,200	34,200	51,240
合計	77,520	80,840	92,210	34,200	34,200	51,240

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度(2023年7月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	5,822	-	5,822
資産計	-	5,822	-	5,822
長期借入金(1年内返済予定を含む)	-	379,525	-	379,525
負債計	-	379,525	-	379,525

当事業年度(2024年7月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	6,463	-	6,463
資産計	-	6,463	-	6,463
長期借入金(1年内返済予定を含む)	-	359,599	-	359,599
負債計	-	359,599	-	359,599

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2023年7月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	-
関連会社株式	34,000

当事業年度(2024年7月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	-
関連会社株式	34,000

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
販売費及び一般管理費	-	5,452

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 3名	コタエル信託株式会社(注)2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 112,500株	普通株式 1,217,500株
付与日	2022年2月1日	2022年6月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年2月1日 至 2031年12月21日	自 2022年6月16日 至 2034年6月15日

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 383,000株
付与日	2023年11月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2025年11月2日 至 2033年10月17日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2024年4月12日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、当社の役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	112,500	1,217,500	-
付与	-	-	383,000
失効	-	-	-
権利確定	112,500	1,217,500	-
未確定残	-	-	383,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	112,500	1,217,500	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	112,500	1,217,500	-

(注) 2024年4月12日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	65	70	120
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	50(注)2、3 50(注)2、3 -(注)2	-

(注) 1. 2024年4月12日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に調整して記載しております。

2. 2023年9月29日受益者指定分
2024年5月31日受益者指定分
、 以外

3. 第2回新株予約権について、受益者指定時に条件変更を行なった結果、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価を上回ったため、公正な評価単価の見直しを行いました。なお、条件変更日時点で当社株式は未公開株式であり、公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日及び条件変更日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、オプション価格算定モデル法（OPM）及びDCF法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

- 5 . ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額
606,657千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	545,094千円	666,351千円
未払賞与	-	16,207
ソフトウェア	8,310	6,140
棚卸資産評価損	1,692	4,192
敷金償却	1,629	1,873
減損損失	1,513	1,186
一括償却資産	850	942
その他	55	5,936
繰延税金資産小計	559,146	702,831
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	545,094	666,351
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	14,052	36,479
評価性引当額小計(注)1	559,146	702,831
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	805	9,552	-	534,736	545,094
評価性引当額	-	-	805	9,552	-	534,736	545,094
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	-	805	9,552	-	32,035	623,957	666,351
評価性引当額	-	805	9,552	-	32,035	623,957	666,351
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
関連会社に対する投資の金額	34,000千円	34,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	38,087	42,870
持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,883	4,783

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ドローン等を軸としたハードウェア技術と、撮影画像・映像等の加工・処理・管理といったソフトウェア技術を用い、インフラ施設・設備等へのDXソリューションを提供するインフラDX事業という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
点検ソリューション	148,821	170,950
プロダクト提供サービス	90,677	401,820
データ処理・解析サービス	33,671	80,630
デジタルツインプラットフォーム	10,020	32,865
ソリューション開発	96,415	129,041
顧客との契約から生じる収益	379,604	815,308
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	379,604	815,308

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針)6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、顧客との契約に係る対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
顧客との契約から生じた債権(当期首)	23,472	17,426
顧客との契約から生じた債権(当期末)	17,426	140,746
契約資産(当期首)	19,221	4,031
契約資産(当期末)	4,031	3,726
契約負債(当期首)	29,316	21,637
契約負債(当期末)	21,637	62,605

契約資産は、開発業務に係る受託契約の一部の契約について進捗度に基づいて認識する収益に係る未請求の対価であり、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は29,316千円、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は21,637千円であります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当事業年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
1年以内	14,985	91,206
1年超2年以内	5,378	-
合計	20,363	91,206

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、インフラDX事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
CalTa株式会社	74,664	インフラDX事業
清水建設株式会社	52,954	インフラDX事業

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
CalTa株式会社	178,900	インフラDX事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

当社は、インフラDX事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	CalTa株式会社	東京都港区	50,000	インフラDX事業	(所有) 直接 34.0	営業取引、役員の兼務、事務所賃借、社員の出向等	サービスの提供、受託開発(注)	74,664	売掛金	1,944

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	CalTa株式会社	東京都港区	50,000	インフラDX事業	(所有) 直接 34.0	営業取引、役員の兼務、事務所賃借、社員の出向等	サービスの提供、受託開発(注)	178,900	売掛金 契約資産 契約負債	11,616 398 4,242

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

営業取引(サービスの提供及び受託開発)については、一般の取引条件と同様に市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員 主要株主	関 弘圭	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 21.1	債務被保証	当社金融機関からの借入に対する債務被保証(注)	38,000	-	-

(注) 当社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。取引金額には、被債務保証の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料は支払っておりません。

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1株当たり純資産額	104.16円	45.66円
1株当たり当期純損失()	46.74円	25.53円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 当社は2024年3月19日開催の取締役会決議により、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき、2024年4月11日付で自己株式として取得し、その対価としてA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてについて、2024年3月19日開催の取締役会決議により2024年4月11日付で会社法第178条に基づき消却しております。
4. 当社は、2024年4月11日開催の取締役会決議により、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
5. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
当期純損失()(千円)	641,105	437,972
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	641,105	437,972
普通株式の期中平均株式数(株)	13,717,803	17,152,273
(うち普通株式数(株))	(6,680,000)	(17,152,273)
(うちA1種優先株式数(株))	(1,450,000)	-
(うちA2種優先株式数(株))	(870,000)	-
(うちB種優先株式数(株))	(1,450,000)	-
(うちC種優先株式数(株))	(1,520,000)	-
(うちD種優先株式数(株))	(1,747,803)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権2種類 (新株予約権の数 13,300個) (新株予約権の目的となる株式の数 1,330,000株)</p> <p>なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権3種類 (新株予約権の数 17,130個) (新株予約権の目的となる株式の数 1,713,000株)</p> <p>なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)
(子会社の設立)

当社は、2024年9月13日開催の取締役会において、当社の100%子会社として「Liberaware Korea Co., Ltd.」を設立することを決議いたしました。

1. 設立の目的

当社は、アジア圏を皮切りにグローバルでの展開の加速を視野に入れ、かねてより韓国を含むアジア諸国へ当社ソリューションを展開するために現地企業や官公庁と折衝を継続してまいりましたが、この度、韓国での子会社設立を決定いたしました。韓国は日本と類似している製造業中心の産業基盤であり、産業化も早い段階で進行していることから、社会インフラの老朽化が進んでいます。鉄道、道路、電気、ガス、下水道等のインフラ設備の中で、建設後20年以上経過している施設は全体の51.2%、30年以上経過している施設は全体の25.2%であり(1)、今後もさらに老朽化が進んでいくことが予測されます。また、韓国では労働人口の減少も大きな社会問題となっており、少子化により生産年齢人口は2019年3,763万人から2050年に2,419万人と約30年で1,300万人以上も減少すると言われております(2)。加えて、2022年1月27日に「重大災害の処罰等に関する法律」が施行されたことにより、韓国では安全に対する意識が一層高まっております。

上述のような法整備や深刻な社会課題の背景により、韓国現地にて多数の企業・官公庁における当社ソリューションのニーズを確認し、また、実証実験の実施や「IBIS2」の前身となる「IBIS」の販売実績を得てきました。当該子会社設立により、日本国内の成功事例やノウハウを活かし、狭小空間点検ドローン「IBIS2」や3次元データを活用したDXソリューションを提供することで、韓国市場において屋内ドローン市場の形成やDX市場への当社画像解析技術の浸透を進めてまいります。

[出典]

- 1 韓国国土交通部報道資料「道路・鉄道等15種基盤施設標準管理体系構築「国民の日常に安全を足す」」
- 2 韓国雇用労働部「高齢者雇用政策基本計画インフォグラフィック」

2. 設立する子会社の概要

(1) 名称	Liberaware Korea Co., Ltd.
(2) 所在地	ソウル(詳細未定)
(3) 代表者の氏名	金 泰泓(予定)
(4) 事業内容	ドローンの販売/レンタル、点検ソリューション、データ処理・解析サービス、ソリューション開発等
(5) 資本金	50百万円(470百万ウォン相当)(予定)
(6) 設立年月日	2024年11月1日(予定)
(7) 出資比率	当社100%

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2024年9月17日開催の取締役会において、2024年10月30日開催の第8回定時株主総会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議し、同定時株主総会で承認されました。

1. 目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とすること、及び更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものです。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、1株当たり純資産額に影響はありません。

2. 内容

(1) 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

資本金の額462,420,000円を452,420,000円減少し、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年12月16日を予定しております。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,178,175,000円を686,174,055円減少し、減少後の資本準備金の額を492,000,945円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年12月16日を予定しております。

(3) 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,138,594,055円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,138,594,055円

剰余金の処分が効力を生ずる日

2024年12月16日を予定しております。

3. 日程

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議 | 2024年9月17日 |
| (2) 株主総会決議 | 2024年10月30日 |
| (3) 債権者異議申述公示日 | 2024年11月8日(予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2024年12月9日(予定) |
| (5) 効力発生日 | 2024年12月16日(予定) |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	36,028	-	-	36,028	9,205	2,543	26,822
工具、器具及び備品	205,503	57,426	31,352	231,576	149,836	64,076	81,740
建設仮勘定	45,740	20,488	61,836	4,391	-	-	4,391
有形固定資産計	287,271	77,915	93,189	271,996	159,041	66,620	112,954
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	12,810	7,599	2,025	5,210
無形固定資産計	-	-	-	12,810	7,599	2,025	5,210
長期前払費用	3,870	907	1,149	3,628	2,212	1,363	1,416

(注) 1. 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

 工具、器具及び備品 ドローンの製造 25,600 千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

 工具、器具及び備品 製品への振替 24,807 千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	77,520	77,520	1.96	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	308,210	292,690	1.28	2025年～2031年
合計	385,730	370,210	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	80,840	92,210	34,200	34,200

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	165	536	165	-	536

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,061,245
合計	1,061,245

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
KDDIスマートローン株式会社	25,395
VFR株式会社	17,600
ブルーイノベーション株式会社	17,600
長谷川産業株式会社	14,960
株式会社日立プラントコンストラクション	12,335
その他	52,856
合計	140,746

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
17,426	793,393	670,072	140,746	82.6	36

ハ．製品

品目	金額(千円)
機体販売関連	33,166
合計	33,166

二．仕掛品

品目	金額（千円）
機体販売関連	11,032
受託業務関連	2,296
合計	13,328

ホ．原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
製造用部材	63,736
開発用部材	280
その他	152
合計	64,169

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社TKKワークス	3,377
株式会社アコモ	3,311
株式会社シキノハイテック	531
株式会社MonotaRO	171
アマゾンジャパン合同会社	61
合計	7,452

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
株式会社FIELD MANAGEMENT EXPAND	14,300
株式会社HPCテック	8,764
株式会社TKKワークス	6,936
従業員賞与	5,600
株式会社プロネクサス	3,071
その他	52,732
合計	91,404

ハ．未払費用

区分	金額（千円）
従業員給与・賞与	68,112
社会保険料	10,990
その他	2,882
合計	81,986

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	-	609,522	815,308
税引前四半期(当期)純損失 ()(千円)	-	-	260,604	434,732
四半期(当期)純損失() (千円)	-	-	262,700	437,972
1株当たり四半期(当期)純 損失()(円)	-	-	15.34	25.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ()(円)	-	-	0.43	10.37

(注) 1. 当社は、2024年7月29日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損失を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日刊工業新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://liberaware.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2024年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2024年7月10日及び2024年7月19日関東財務局長に提出。

2024年6月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

2024年8月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2024年10月7日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であり
ます。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年10月31日

株式会社Liberaware

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 数馬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 一哲

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Liberawareの2023年8月1日から2024年7月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Liberawareの2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ドローンの機体販売に係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売・レンタルサービス）、データ処理・解析サービス、デジタルツインプラットフォーム及びソリューション開発などのサービス提供を主な事業としている。</p> <p>財務諸表の「【注記事項】（収益認識関係）」に記載のとおり、当事業年度のプロジェクト提供サービスに係る売上高は401,820千円であり、売上高全体の49%を占めているが、そのうち281,441千円がドローンの機体販売に係るものである。</p> <p>ドローンの機体販売については、顧客による研修が完了した時点で売上高を認識しているが、取引1件当たりの売上高や利益金額が多額となることから、実在しない売上が計上される又は売上の計上が前倒しされた場合には、財務諸表へ与える影響が大きい。</p> <p>以上より、ドローンの機体販売に係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、ドローンの機体販売に係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ドローンの機体販売に係る売上高の計上プロセスについて、内部統制の整備状況の有効性を評価した。 <p>(2) 実証手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ドローンの機体販売に係る売上取引の全件について、売上高の実在性を検討するために取引内容及び金額について注文書と照合するとともに、売上高の期間帰属の適切性を検証するために売上計上月を検収書と照合した。 ドローンの機体販売に係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検証するために、期末日を基準日としてドローンの機体販売に係る売掛金残高の全件について残高確認手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。